

稲城市男女共同参画計画

男女平等推進いなぎプラン

平成28年度～平成37年度
(2016年度～2025年度)

平成28年(2016年)3月

稲 城 市

はじめに

国において男女共同参画社会基本法が制定されて以降、男女共同参画基本計画の策定及び推進を通じ、各種の取組みが推進されてきましたが、社会通念、慣習などを中心に、依然として課題が残っている状況です。

稲城市においても、平成2年に稲城市女性行動計画を策定し、平成8年度、平成18年度の改定を経て、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組みを進めてまいりました。

今般の「男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第四次）」の策定にあたり、市では平成26年に「男女共同参画に関する実態調査」を実施するとともに、現行プランの進捗状況についてご意見をいただいていた稲城市男女共同参画計画推進協議会との協働により検討を重ねてまいりました。

本プランでは、4つの目標毎に指標と10年後の目標値を設定し、集中的・重点的に取り組むとともに、新たに計画の一部を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」として位置づけ、男女共同参画の推進と併せて総合的かつ体系的に取り組むこととしています。

現在、国家規模での急速な高齢化と人口減少の局面を迎え、人口構成や社会経済情勢が急激に変化する状況にあって、将来にわたり社会の活力を維持していくためには、あらゆる人が意欲を持って社会参画ができるような環境を整えていくことがより一層重要となっています。

今後とも、市民一人ひとりが活力に満ち、心豊かに暮らせる男女共同参画社会を実現するため、市民の皆さまとともにこのプランの着実な推進に取り組んでまいります。

結びに、プランの策定にあたり、ご尽力いただきました稲城市男女共同参画計画推進協議会委員の皆さまを始め、実態調査や市民意見公募にご協力いただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成28年3月

稲城市長 高橋勝浩

いなぎプランの策定に向けた取組みについて

「稲城市男女共同参画計画推進協議会」（以下「協議会」）は、男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（通称：いなぎプラン）（第三次）が2015（平成27）年度末に計画期間満了を迎えるにあたり、次の10年間に向けて、どのような取組みが求められているのか、という視点から議論を進めてきました。

稲城市の男女平等推進への取組みのきっかけは、1975年（昭和50年）の国際婦人年でした。現在の協議会の前身は1991年（平成3年）に発足した稲城市女性行動計画推進協議会です。以降、稲城市と市民の協働による男女共同参画社会の実現に向けた取組みが今日まで続いています。

2013（平成25）年度からは、2016（平成28）年度から始まる第四次いなぎプランの策定に向け、着手に入りました。第一次から第三次いなぎプランまでは、計画の策定に向けた提言をまとめ、稲城市に提出してきましたが、第Ⅳ期協議会で稲城市より、協議会との協働による策定を行いたいとの提案を受け、これを了承し、引き続き第Ⅴ期協議会が第四次いなぎプランの策定に関わりました。

第Ⅳ期協議会では、2013（平成25）年度に第三次いなぎプランの計画を基に、国や都、他区市の計画などを参考に稲城市の地域特性も考慮したうえで計画の骨格となる体系図（目標、施策の方向、施策）の検討を行いました。そして、第四次いなぎプラン策定の基礎資料となる「男女共同参画に関する実態調査」の調査項目について協議し、第Ⅴ期協議会では2014（平成26）年度の「男女共同参画に関する実態調査」を実施。その調査結果に基づき体系図の見直しや成果目標の設定、必要な事業について検討を重ね、さらに所管課から提案された男女平等を推進する事業についても意見を出し合い、協議を行いました。

私たちが第四次いなぎプランの策定の際に心掛けたのは、わかりやすく、より実効性のある計画づくりをすることでした。体系図の目標や施策の方向、施策は具体的な言葉で表現しました。また、第三次いなぎプランでは多くの部署に関わってもらったために、男女共同参画に直接関連する事業以外の幅広い事業が計画・実施されましたが、今後の10年については、男女共同参画に直接関係のある事業に集中して進捗管理を行えるよう、37施策・189（再掲含む）あった事業を、18施策・60事業まで絞り込み、さらに目標ごとに計画期間終了時における目標値を設定することにしました。

第四次いなぎプランでは、目標Ⅰ「あらゆる分野へ男女共同参画を進める」、目標Ⅱ「人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する」、目標Ⅲ「ワーク・ライ

フ・バランスを推進する」、目標Ⅳ「いなぎプランを推進する」の4つを目標とし、11の施策の方向と18の施策を掲げました。なお、目標Ⅱ－施策の方向2－施策(1)「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における「市町村基本計画」として位置づけ盛り込んでいます。

主な特徴としては、第三次いなぎプラン期間中の2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災を重く受け止め、女性の視点で防災を考えることの重要性を再認識し、第四次いなぎプランの目標Ⅰで新たな施策として「男女共同参画の視点を入れた防災対策の推進」を掲げたこと、また目標Ⅲに「ワーク・ライフ・バランスを推進する」を打ち出したことです。第三次いなぎプランにおいても「ワーク・ライフ・バランス」の考え方は含まれていましたが、この10年の間に少子高齢化はさらに進み、介護の深刻化や労働人口の減少、母子家庭の貧困の問題が浮上してきています。これらの問題の解決なくして男女共同参画社会の実現は成し得ないという認識のうえに立ち、明確に表記することにしました。

第四次いなぎプランは、日本国憲法公布から70年という節目の年にスタートします。これからも、憲法によって保障された男女平等の理念のもと、行政と事業者を含む市民が協働して取り組み、稲城市の男女平等がいつそう進んでいくことを願っています。

平成28年3月

第Ⅴ期稲城市男女共同参画計画推進協議会

目次

はじめに

いなぎプランの策定に向けた取組みについて

第1章 基本的な考え方

1 計画の基本理念	2
2 計画の概要	2
3 いなぎプラン策定の背景	4
4 いなぎプラン体系図	8

第2章 計画の内容（目標、施策の方向、施策）

目標Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める	13
施策の方向 1 男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）	14
2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	17
目標Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する	19
施策の方向 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援	20
2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	22
目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する	27
施策の方向 1 労働の場における男女共同参画の推進	28
2 家庭での男女共同参画の推進	32
3 子育て施策の推進	35
4 介護の社会化の推進	36
5 地域における男女共同参画の推進	37
目標Ⅳ いなぎプランを推進する	41
施策の方向 1 いなぎプランの推進	42
2 男女平等推進センター事業の充実	43

第3章 資料

1 第Ⅴ期稲城市男女共同参画計画推進協議会委員名簿	50
2 第Ⅴ期稲城市男女共同参画計画推進協議会における検討経過	51
3 稲城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱	52
4 稲城市男女平等推進本部設置要綱	54
5 関係法令	
(1) 日本国憲法	56
(2) 男女共同参画社会基本法	59
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	63
(4) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	71
(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	76
6 用語解説	78

第1章

基本的な考え方

1 計画の基本理念

日本国憲法は、基本的人権の享有、個人の尊重、法の下での平等、個人の尊厳と両性の本質的な平等を掲げ、性による差別をはじめあらゆる差別を否定し、男女の基本的人権を保障するとともに平和に生きる権利を保障しています。

また、男女共同参画社会基本法では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとうたっています。

男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第四次）（※）（以下特に表記がない場合は「いなぎプラン」という。）は、これまでと同様にこの憲法の精神を基調にし、男女共同参画社会基本法の理念を尊重して策定し、稲城市における男女平等を推進するための計画とします。

（※）この計画の中では、便宜上、これまでの本市の当該分野における計画のうち、稲城市女性行動計画（平成元年度～平成7年度の期間）を第一次、稲城市新女性行動計画（平成8年度～平成17年度の期間）を第二次、男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（平成18年度～平成27年度の期間）を第三次、男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（平成28年度～平成37年度の期間）を第四次とみなします。

2 計画の概要

（1）計画の性格

- ① この計画は、平成18年度から平成27年度までの男女平等推進いなぎプランを受け継ぎ、第四次稲城市長期総合計画や他の計画との整合性を保ち、男女平等を推進するために市が行う施策の方向と主な事業を総合的にまとめ体系化したものです。
- ② この計画は、市が行う施策や事業を市民に明らかにし、庁内全体で取り組むとともに、市民の参画と協力により推進するものです。
- ③ この計画は、稲城市男女共同参画に関する実態調査（平成26年度実施）による現状の把握と、第V期稲城市男女共同参画計画推進協議会（平成26年4月から平成28年3月任期）、市民意見公募（平成27年12月実施）による市民の意見を踏まえて策定しています。
- ④ この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- ⑤ この計画の一部（目標Ⅱ－施策の方向2－施策(1)）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- ⑥ この計画の実施に際し、必要に応じて、国や東京都、関係機関と連携するとともに企業等に対して働きかけをしていくものとします。

（2）計画策定の流れ

昭和60年（1985年） 稲城市婦人関係懇談会設置

昭和62年（1987年）	稲城市婦人関係懇談会より婦人行動計画策定に向けての提言が市に提出される 婦人問題に関する稲城市民意識調査実施
平成2年（1990年）	稲城市女性行動計画（平成元年度～平成7年度の期間）（第一次）策定
平成3年（1991年）	稲城市女性行動計画推進協議会発足
平成7年（1995年）	女性問題に関する稲城市民の意識調査実施
平成8年（1996年）	稲城市女性行動計画推進協議会（第Ⅱ期）より新たな女性行動計画策定に向けた提言が市に提出される
平成9年（1997年）	稲城市新女性行動計画（平成8年度～平成17年度の期間）（第二次）策定
平成15年（2003年）	男女共同参画に関する稲城市民意識・実態調査実施
平成17年（2005年）	稲城市女性行動計画推進協議会（第Ⅵ期）より新たな女性行動計画策定に向けた提言が市に提出される
平成18年（2006年）	男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第三次）（平成18年度～平成27年度の期間）策定 稲城市女性行動計画推進協議会の名称を稲城市男女共同参画計画推進協議会に改称
平成26年（2014年）	男女共同参画に関する実態調査実施
平成28年（2016年）	男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第四次）（平成28年度～平成37年度の期間）策定

（3）計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、期間中においても社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ計画の見直しについて検討するものとします。

なお、施策の表の中の「計画」の表記については、次のような意味をもつものとします。

【継 続】第三次いなぎプランから継続している事業

【充 実】第三次いなぎプランから継続している事業で、平成28年度以降充実していく予定のある事業

【新 規】第四次いなぎプランから新たに登載した事業

第三次いなぎプランから継続している事業で、新たな取組みが加わった事業

（4）計画の主要目標

近年の男女共同参画をめぐる社会状況及び第三次いなぎプランにおける取組みや成果を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して、以下の4つの目標を設定して取り組みます。

目標Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める

目標Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

目標Ⅳ いなぎプランを推進する

（5）計画の成果目標

いなぎプランを効果的に推進するため、本市の現状を踏まえ、4つの目標ごとに指標と10年後の目標値を設定しました。

3 いなぎプラン策定の背景

(国際婦人年以降の世界、国、都の動き、稲城市の取組み)

(1) 世界の動き

国連は男女平等の促進を目標に昭和50年(1975年)を「国際婦人年」としました。この年にメキシコシティで第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。同年の第30回国連総会では、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までを「国連婦人の10年」とすることを宣言しました。

昭和54年(1979年)、第34回国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

昭和55年(1980年)、コペンハーゲン(デンマーク)において第2回世界女性会議が開催され、「国際婦人の10年後半期行動プログラム」が採択されました。「国連婦人の10年」の最終年に当たる昭和60年(1985年)、ナイロビ(ケニア)において第3回世界女性会議が開催されました。この会議では、西暦2000年に向けて各国等が実情に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7年(1995年)、第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成12年(2000年)、ニューヨーク(国連本部)において国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

平成17年(2005年)、ニューヨーク(国連本部)において第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)が開催されました。

平成22年(2010年)、ニューヨーク(国連本部)において第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が開催されました。この会議では、国連機能強化におけるジェンダー4機関の統合等の決議が採択され、その結果、平成23年(2011年)には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)」が発足しました。

平成24年(2012年)、ニューヨーク(国連本部)において「第56回国連婦人の地位委員会」が開催され、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議等が採択されました。

平成27年(2015年)、ニューヨーク(国連本部)において第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が開催されました。

(2) 国の動き

国は、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定しました。その後、男女平等に関する法律・制度面の整備を大きく進め、昭和60年(1985年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准しました。

昭和62年(1987年)、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成3年(1991年)には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」へと改定しました。平成8年(1996年)、新たな行動計画である「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画」を策定しました。

平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」が成立し、平成12年(2000年)には、「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成13年(2001年)1月の中央省庁等再編によって、内閣府が誕生し、内部部局として男女共同参画局を設置しました。同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、平成16年(2004年)と平成19年(2007年)、平成25年(2013年)に改正しました。

平成17年(2005年)、「第2次男女共同参画計画」を策定しました。

平成19年(2007年)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

平成22年(2010年)に「第3次男女共同参画計画」、平成27年(2015年)に「第4次男女共同参画計画」を策定しました。

(3) 東京都の動き

東京都は、昭和53年(1978年)、「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定しました。昭和58年(1983年)には、計画の期間終了を待たずに、平成2年(1990年)度までの8か年を計画期間とする「婦人問題解決のための新東京都行動計画」を策定しました。平成3年(1991年)に、平成12年(2000年)度までの10か年を計画期間とした、第三次行動計画「女性問題解決のための東京都行動計画ー21世紀へ男女平等推進とうきょうプランー」を策定しました。平成10年(1998年)には、新たな男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」を策定しました。

平成12年(2000年)、東京都は全国の自治体に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、男女平等参画社会の実現に向けて、積極的に取り組むことを明らかにしました。そして、平成14年(2002年)に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」を策定し、平成19年(2007年)、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2007」、平成24年(2012年)、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012」を策定しました。

また、平成13年(2001年)の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定やその後の改正に伴い、平成14年(2002年)に策定した「男女平等参画のための東京都行動計画」に「家庭内等における暴力の防止」を重要課題のひとつに掲げるとともに、「配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。その後、平成18年(2006年)に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成21年(2009年)、平成24年(2012年)に改定を行いました。

(4) 稲城市の取組み

稲城市では、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」を契機に「第1回婦人のつどい(現「女と男のフォーラム」)」を開催し、その後、毎年「婦人のつどい」を開催する中で、婦人行動計画策定の要望が出されました。稲城市は、これを受けて、行政の内部組織である「婦人関係連絡協議会」を設置するとともに、昭和60年(1985年)に市内婦人団体に呼びかけ、「稲城市婦人関係懇談会」を設置しました。

昭和62年(1987年)に、「稲城市婦人関係懇談会」から「婦人行動計画策定に向けての提言」が市長に提出されました。同年、「婦人問題に関する稲城市民意識調査」を実施し、平成2年(1990年)に「稲城市女性行動計画」を策定しました。同年、総務部庶務課に女性行政の専管組織を設置し、行政内部組織である「婦人関係連絡協議会」の名称を「女性行動計画庁内連絡協議会」に改称し、女性施策推進の体制を作りました。また、平成3年(1991年)に市民や学識者の立場

から「稲城市女性行動計画」の推進について協議する「稲城市女性行動計画推進協議会」を発足させました。

平成7年(1995年)に「女性問題に関する稲城市民の意識調査」を実施し、平成8年(1996年)に第Ⅱ期稲城市女性行動計画推進協議会から出された提言に基づき、平成9年(1997年)、「稲城市新女性行動計画 男女平等推進いなぎプラン」を策定しました。

また、平成13年(2001年)に「女性の悩み相談」を開設しました。

平成15年(2003年)に「男女共同参画に関する稲城市民意識・実態調査」を実施し、平成17年(2005年)に第Ⅵ期稲城市女性行動計画推進協議会より出された提言に基づき、平成18年(2006年)、「稲城市男女共同参画計画 男女平等推進いなぎプラン」を策定しました。そして、「稲城市女性行動計画推進協議会」の名称を「男女共同参画計画推進協議会」に改称しました。

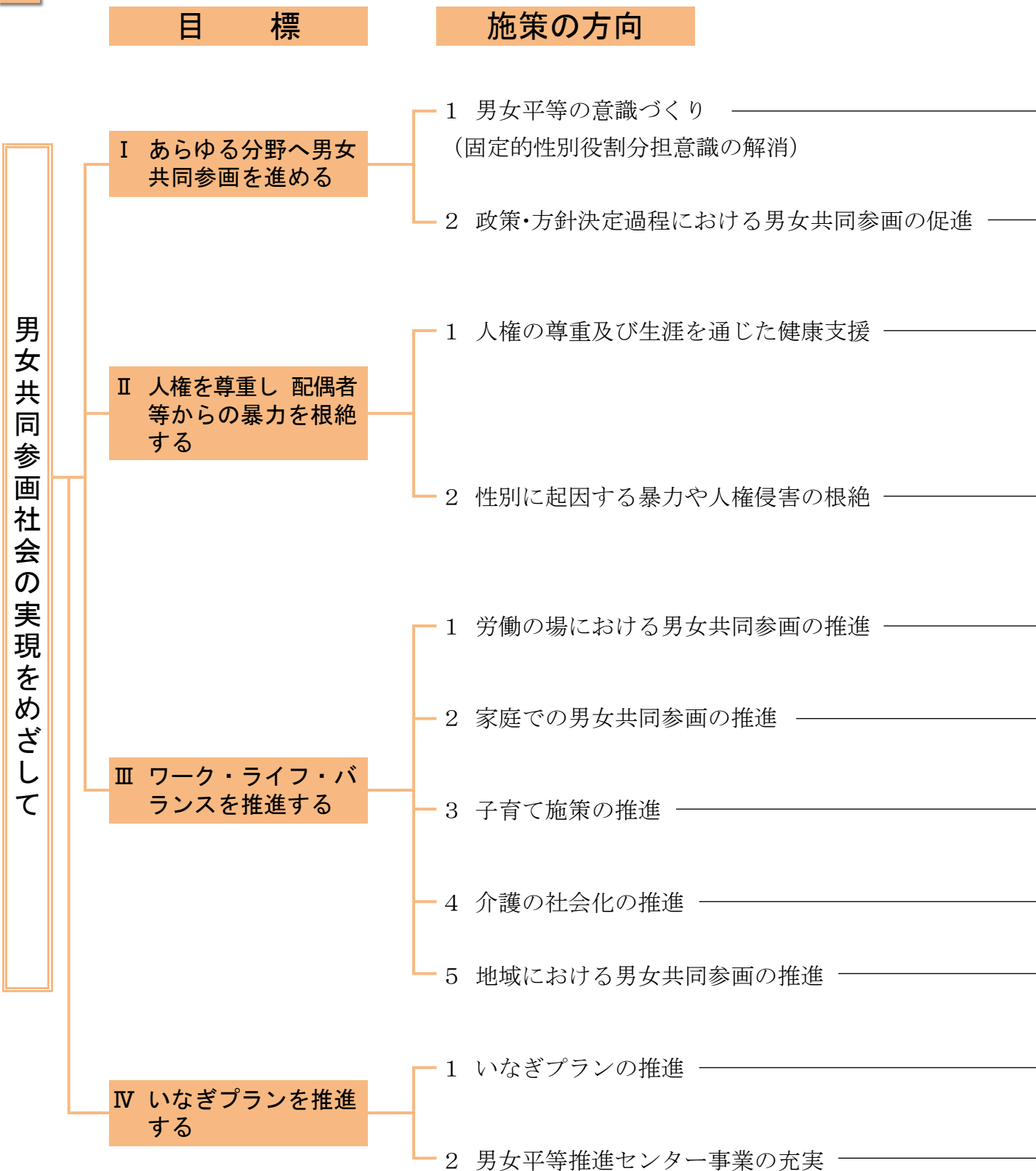
平成17年(2005年)には、男女共同参画に関する活動拠点として、「稲城市男女平等推進センター」を開設しました。

男女平等施策の担当は、当初の総務部から平成13年(2001年)の組織改正により企画部に、平成26年(2014年)の組織改正により市民部(市民協働課男女平等参画係)になりました。このことにより、市民と行政が協力して、男女平等に特化して取り組むことができるようになりました。

平成26年(2014年)には、第四次となる「男女平等推進いなぎプラン 稲城市男女共同参画計画」の策定に向けて「男女共同参画に関する実態調査」を実施し、第Ⅴ期稲城市男女共同参画計画推進協議会とともに計画の策定を進めました。



4 いなぎプラン体系図



男女共同参画社会の実現をめざして

施 策

- (1) 学校における男女平等の推進
- (2) 家庭・地域における男女の意識改革

- (1) 委員会・審議会等への女性委員の参画の促進
- (2) 男女共同参画の視点を入れた防災対策の推進

- (1) 人権を尊重する意識の普及・啓発
- (2) 性に関する正確な知識の普及 及び 健康支援

(※1) (※2)

- (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援
(稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)
- (2) 男女平等を阻むハラスメントの防止

- (1) 女性の就労支援
- (2) 企業や事業主への啓発

- (1) 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援

- (1) 子育て支援の充実
- (2) ひとり親家庭の支援

- (1) 介護施策の充実

- (1) 地域活動への参画の促進

- (1) 庁内推進体制の充実
- (2) いなぎプランの進捗管理

- (1) 男女平等にかかる事業の充実

※1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」における「配偶者」では、内縁関係や元配偶者、同居の交際相手までを対象としていますが、本計画では、法律に定める対象よりも範囲を広げ、恋人等の親密な関係にあるパートナーなどからの迫害や暴力、ハラスメントも対象とするため、「配偶者」ではなく、「配偶者等」と表記しています。

※2 暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・社会的・性的暴力も含まれます。

第2章

計画の内容

(目標、施策の方向、施策)

目標 I

あらゆる分野へ男女共同参画を進める

日本国憲法では、「法の下での平等」がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきました。また、男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女平等施策の推進が図られてきました。

しかし、人々の意識の中には、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識が未だ根強く残り、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因の一つとなっています。

性別や年代に関わらず、誰もが、個性や能力を十分に発揮できる社会に向けて、固定的性別役割分担意識を解消し、男女平等の意識を確立して、あらゆる分野へ男女共同参画を進めます。

施策の方向

- 1 男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）
- 2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

成果目標				
目標	指標	根拠	現状値	平成37年度 目標値
I あらゆる分野へ 男女共同参画を すすめる	男女の地位が平等になっていると思う人の割合を増やす	男女共同参画に関する実態調査 家庭生活における男女平等意識(全体)	男性優遇+どちらか といえば男性優遇 40.2% 平等 30.7%	「男性優遇」の割合を 減らし、「平等」の割合を 増やしていく
		男女共同参画に関する実態調査 社会通念、慣習、しきたりなどにおける男女平等意識(全体)	男性優遇+どちらか といえば男性優遇 65.8% 平等 13.7%	「男性優遇」の割合を 減らし、「平等」の割合を 増やしていく
	固定的性別役割分担意識 の解消について、理解する 人の割合を増やす	男女共同参画に関する実態調査 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方(全体)	反対+どちらか といえば反対 41.7%	「反対+どちらか といえば反対」の割合を 50%に増やしていく
	委員会・審議会等における 女性委員の割合を増やす	委員会、審議会等における登用状況調査の女性の割合	26.0% (平成26年度 実績)	40% (第三次いなぎプラン での目標値)

施策の方向 1

男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）

男女共同参画社会の実現に向けて、様々な制度や環境の整備が進められてきました。しかし、社会の中には、固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が根強く残り、男女共同参画社会の実現を阻んでいます。固定的性別役割分担意識の解消に向けて、学校、家庭、地域において、男女平等の意識づくりに取り組みます。

施策（1） 学校における男女平等の推進

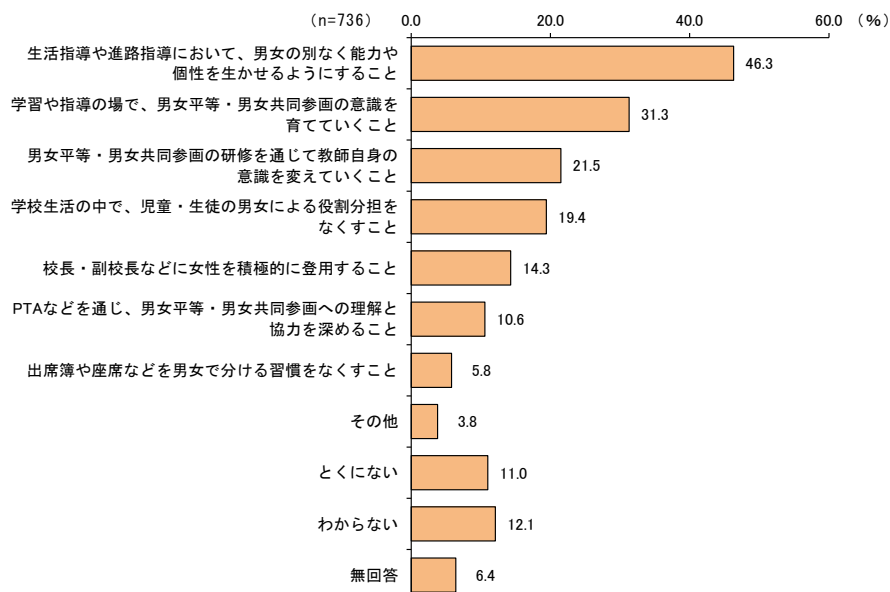
子どもたちが人権を尊重し、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけられるよう、男女平等の視点に立った学校運営・教育活動を推進します。また、性別に関わりなく、子どもたちの個性や能力を伸ばす男女平等教育を推進できるよう、教職員の研修を実施します。

	事業	計画	担当課
1	男女平等の視点に立った学校運営の推進(学校行事等の見直しの継続)	「継続」	指導課
2	男女平等の視点に立った教育活動の推進(各教科・道徳・特別活動等)	「継続」	指導課
3	男女平等の視点に立った進路指導、生活指導の推進	「継続」	指導課
4	教職員の男女平等に関する研修の実施	「継続」	指導課
5	女性教員の管理・指導的立場への参画に向けた意識啓発等	「継続」	指導課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」（平成26年度）より

◆学校における「男女平等」の推進

問) あなたが学校における「男女平等」を推進する上で、特に力を入れてほしいと思うことは何ですか。



◇「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること」が5割近く

学校における「男女平等」の推進については、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること」（46.3%）が最も多くなっています。次いで、「学習や指導の場で、男女平等・男女共同参画の意識を育てていくこと」（31.3%）、「男女平等・男女共同参画の研修を通じて教師自身の意識を変えていくこと」（21.5%）などの順となっています。

施策（2） 家庭・地域における男女の意識改革

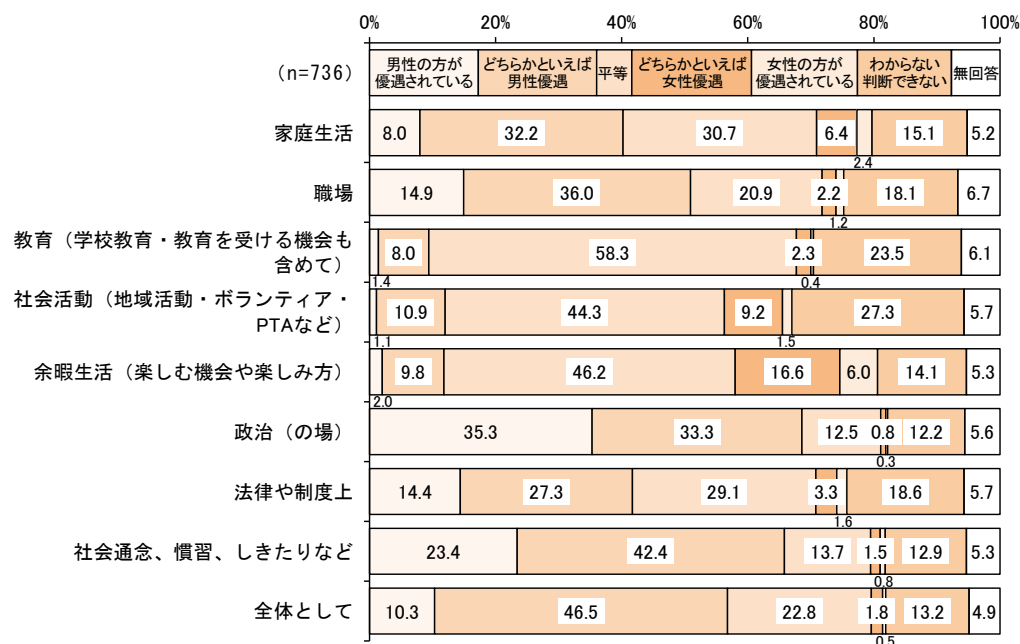
固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習や慣行は、家庭や地域において大人から子どもへ引き継がれていきます。家庭や地域において、男女平等が進んでいない慣習や慣行を見直すとともに、根強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、次の世代に伝わることをないように、啓発や情報提供を実施します。

事業		計画	担当課
1	固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発・情報提供	「継続」	市民協働課
2	男女平等意識を培う主催講座等の実施	「継続」	生涯学習課
3	男女平等に関する資料や情報の収集と提供	「継続」	市民協働課 図書館課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」（平成26年度）より

◆男女の地位

問) あなたは現在、次のような分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。



◇“全体として”では【男性優遇】が6割近く

「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性優遇」を合わせた【男性優遇】は、“政治（の場）”（68.6%）が最も多く、次いで、“社会通念、慣習、しきたりなど”（65.8%），“職場”

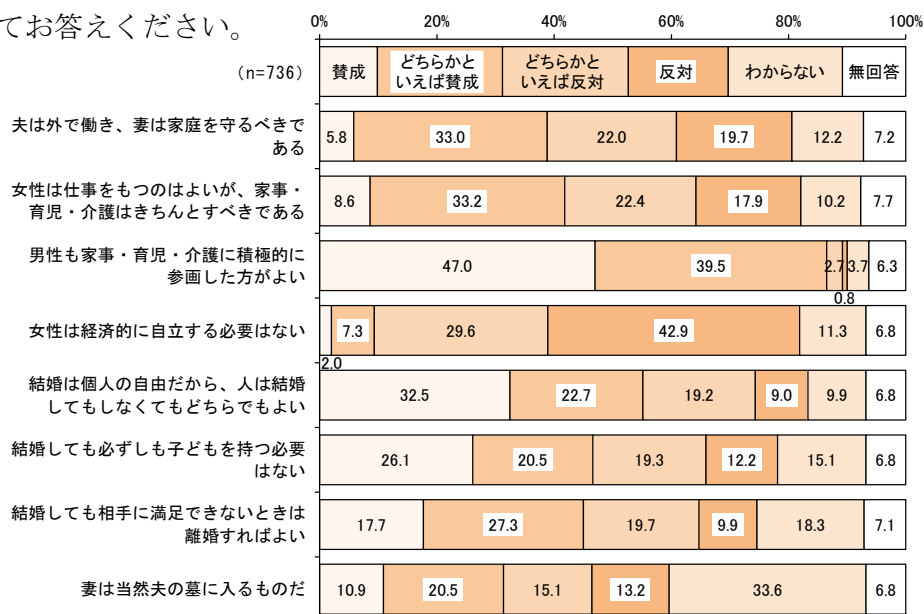
(50.9%)、「法律や制度上」(41.7%)、「家庭生活」(40.2%)となっています。

一方、「どちらかといえば女性優遇」と「女性の方が優遇されている」を合わせた【女性優遇】は、「余暇生活（楽しむ機会や楽しみ方）」(22.6%)が多くなっています。

“全体として”では【男性優遇】(56.8%)が6割近くを占めています。

◆結婚に対する考え方

問) 次のような考え方について、あなたの意見にいちばん近いものはどれですか。各項目それぞれについてお答えください。



◇ “女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児・介護はきちんとすべきである”では【賛成】と【反対】がほぼ同じ割合

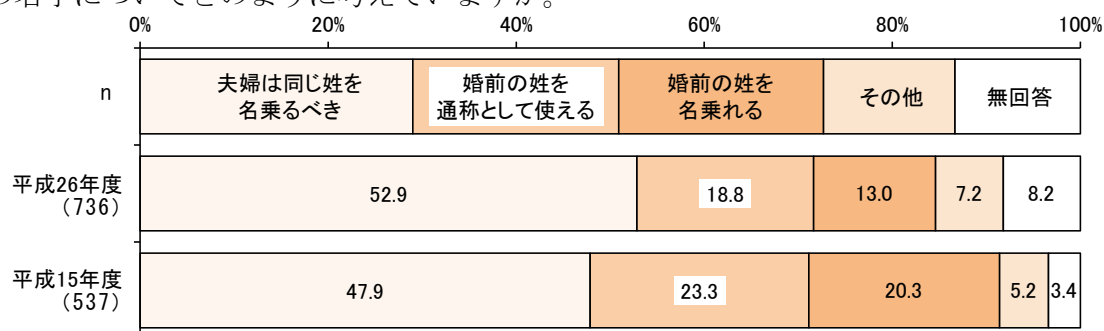
結婚に対する考え方については、“男性も家事・育児・介護に積極的に参画した方がよい”では「賛成」(47.0%)が最も多くなっています。「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた【賛成】は、“男性も家事・育児・介護に積極的に参画した方がよい”(86.5%)が最も多くなっています。

一方、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた【反対】は、“女性は経済的に自立する必要はない”(72.5%)が多くなっています。

また、“女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児・介護はきちんとすべきである”では【賛成】と【反対】がほぼ同じ割合であり、“妻は当然夫の墓に入るものだ”では「わからない」(33.6%)が多くなっています。

◆夫婦の名字（姓）

問) 現在、夫婦は同じ名字（姓）を名乗るよう、法律で義務づけられています。あなたは、夫婦の名字についてどのように考えていますか。



◇「夫婦は同じ姓を名乗るべき」が5割強

夫婦の名字（姓）については、「夫婦は同じ姓を名乗るべき」（52.9%）が最も多く、次いで、「婚前の姓を通称として使える」（18.8%）、「婚前の姓を名乗れる」（13.0%）などの順となっています。前回調査と比較すると、「夫婦は同じ姓を名乗るべき」は5.0ポイント高くなっています。一方、「婚前の姓を通称として使える」は4.5ポイント、「婚前の姓を名乗れる」は7.3ポイント減少しています。

施策の方向2

政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

男女平等を推進するためには、政策・方針決定過程に男女が対等に参画することが重要です。しかし、現状は女性の参画率が低調であることから、当市では、各種委員会、審議会等への女性の参画率の目標を40%以上として、女性の参画を進めます。

防災の分野においても、男女双方の視点への配慮が必要であることから、女性の参画を進めます。

施策（1）委員会・審議会等への女性委員の参画の促進

市民にとって身近な基礎自治体である市において、政策・方針決定に関わる委員会、審議会等への女性の登用や女性が参画しやすい環境整備を進めます。

事業		計画	担当課
1	女性委員の積極的登用と委員の男女比の均衡	「継続」	市民協働課 関係各課
2	人材バンクによる、女性の人材に関するデータの確保	「継続」	生涯学習課
		「継続」	市民協働課

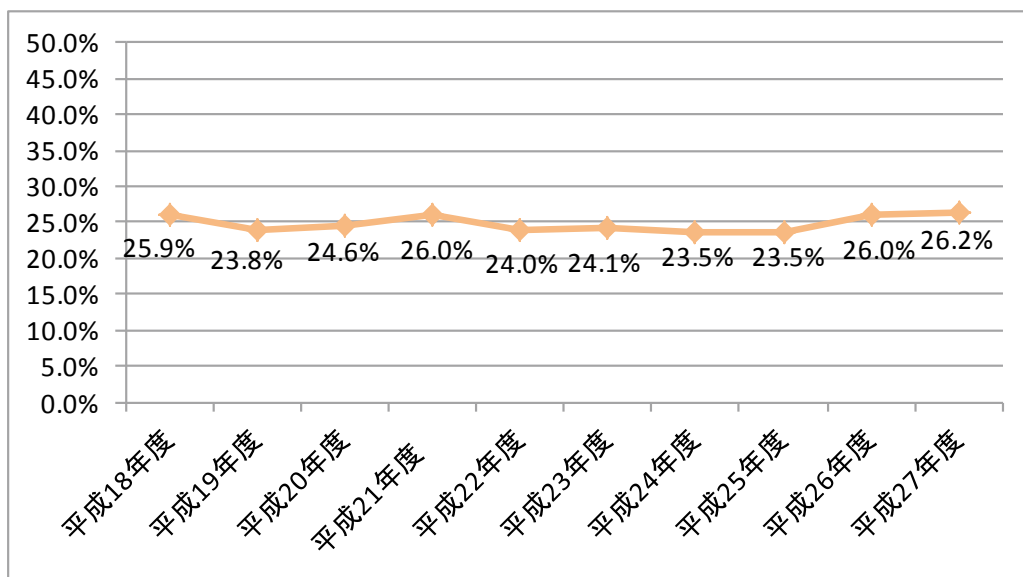
施策（2）男女共同参画の視点を入れた防災対策の推進

東日本大震災の教訓を基に改正された災害対策基本法の趣旨等を踏まえ、避難者対策の方針決定過程に女性の参画を促進し、避難所設営・管理運営に男女共同参画の視点を取り入れます。

事業		計画	担当課
1	男女の視点を踏まえた避難所設営・管理運営の指針の改定	「新規」	防災課

稲城市「委員会、審議会における登用状況調査」より

◆委員会、審議会等における女性の登用率



◇女性の登用率は、ほぼ横ばい

市の委員会、審議会等における女性の登用率は、23%台から26%台を推移しています。平成18年度と平成27年度を比較すると微増となっています。

目標Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

日本国憲法では、「個人の尊重と法の下での平等」がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組みが行われてきました。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の制定、改正が行われ、配偶者等からの暴力の防止と被害者を保護するための施策が講じられてきました。

しかし、配偶者等からの暴力は依然として存在しており、深刻な社会問題となっています。配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力を根絶するためには、お互いの人権を尊重するだけでなく、身体や心、性に関する権利についても学ぶことが重要です。そのために生涯にわたる心身の健康支援を行います。

施策の方向

- 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援
- 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

成果目標				
目標	指標	根拠	現状値	平成37年度 目標値
Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの 暴力を根絶する	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度を上げる	男女共同参画に関する実態調査 男女共同参画に関わる言葉の認知	3.0%	「見たり聞いたりしたことがある」の割合を増やしていく
	暴力を受けた際に誰にも相談しなかった人の割合を減らす	男女共同参画に関する実態調査 配偶者やパートナーから受けた行為の相談先	誰にも相談しなかった 59.8%	「誰にも相談しなかった」の割合を50%に減らしていく

施策の方向 1

人権の尊重及び生涯を通じた健康支援

人権の尊重は、男女共同参画社会の前提となるものです。多様な価値観や生き方を認め合い、人権を尊重できる意識づくりに取り組みます。そして、男女が身体的性差を理解し尊重し合うことができるよう、また、生涯にわたって心身の健康づくりに取り組めるよう、性に関する正確な知識の普及と健康支援を行います。

施策（1） 人権を尊重する意識の普及・啓発

市民のライフスタイルや家族形態も多様化していることから、多様な価値観や生き方を理解し認める人権尊重の意識の普及と啓発を行います。

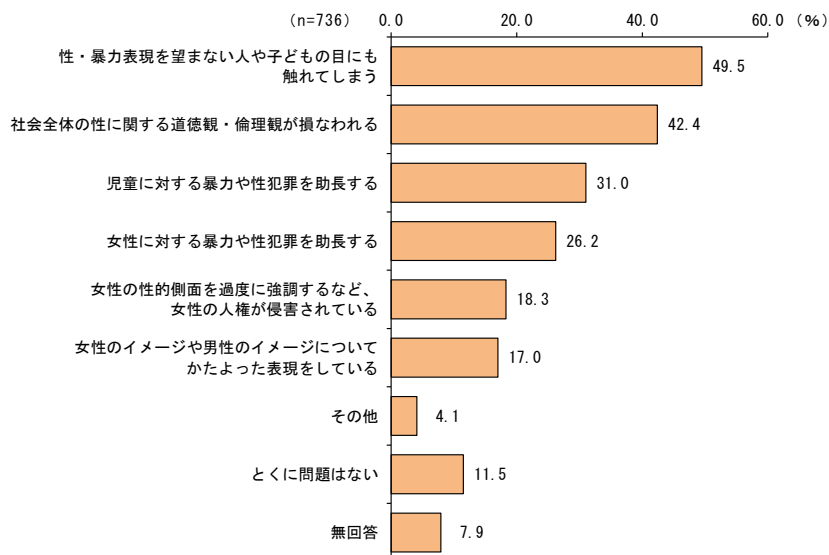
また、メディアからの情報の中には、無意識のうちに性差別意識を拡大させるものも含まれていることから、市民が人権尊重と男女平等の視点に立って読み解き、判断する力を養う支援をするとともに、市の広報物においては、人権尊重と男女平等に配慮します。

	事業	計画	担当課
1	人権尊重に関する啓発・情報提供(性や多様な生き方への理解等)	「新規」	市民協働課
		「継続」	総務契約課
2	男女平等の視点でのメディア・リテラシーに関する啓発と男女平等に配慮した広報物の作成	「新規」	市民協働課
		「継続」	関係各課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」(平成26年度)より

◆メディアにおける性・暴力表現

問) テレビ・映画・新聞・雑誌・インターネット・コンピュータゲームなどのメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのように考えていますか。



◇「性・暴力表現を望まない人や子どもの目にも触れてしまう」が5割弱

メディアにおける性・暴力表現については、「性・暴力表現を望まない人や子どもの目にも触れてしまう」(49.5%)が最も多く、次いで、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれる」(42.4%)、「児童に対する暴力や性犯罪を助長する」(31.0%)などの順となっています。

施策（2） 性に関する正確な知識の普及 及び 健康支援

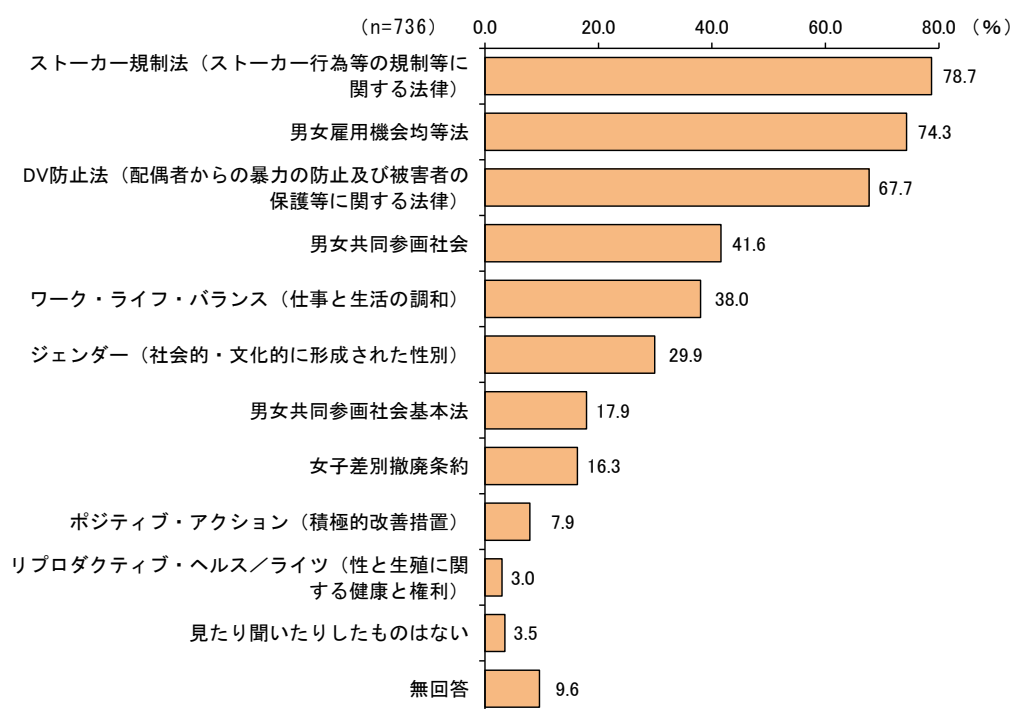
男女が身体的性差を理解し、互いの性と人権を尊重し合うことができるよう、性に関する啓発・情報提供をするとともに、学校現場等における性に関する教育や啓発を実施します。また、女性が自らの性に対して主体的な生き方を選ぶ権利を認識できるよう、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」について浸透させていくとともに、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。

事業		計画	担当課
1	学校現場等における性に関する教育や啓発の実施	「継続」	指導課
		「新規」	市立病院
2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等性と健康に関する啓発・情報提供	「継続」	健康課
		「継続」	市民協働課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」（平成26年度）より

◆男女共同参画に関わる言葉の認知

問) 以下の言葉で、あなたが見たり聞いたりしたことがあるもの、知っているものはどれですか。



◇「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は3.0%

男女共同参画に関わる言葉の認知については、「ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）」（78.7%）が最も多くなっています。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」（3.0%）は最も少なくなっています。

施策の方向2

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、対等であるはずの男女の関係性に歪みを生じさせ、男女平等を阻む要因となっています。男女間の暴力の根底には、男性優位の意識、女性が置かれてきた歴史的な状況や社会における固定的性別役割分担意識などがあり、決して家庭内や個人的な問題にとどまるものではなく、社会全体で解決すべき課題です。男女が互いの人権を尊重し、誰もが被害者にも加害者にもならないために、暴力の根絶に向け取り組みます。

施策（1） 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

（※稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

配偶者からの暴力は多様かつ複雑であり、外部からは発見しづらく潜在化しやすいため、被害が深刻化するケースも増えています。配偶者からの暴力の被害者の多くは女性ですが、男性の被害も増えています。さらに、未婚の若年層における恋人などの親密な関係者間の、いわゆるデートDVが問題になっています。

これら配偶者等からの暴力が起こる背景や関係法令等について啓発・情報提供し、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。また、配偶者等からの暴力の被害者の早期発見と安全確保に向け、関係機関の連携を図ります。

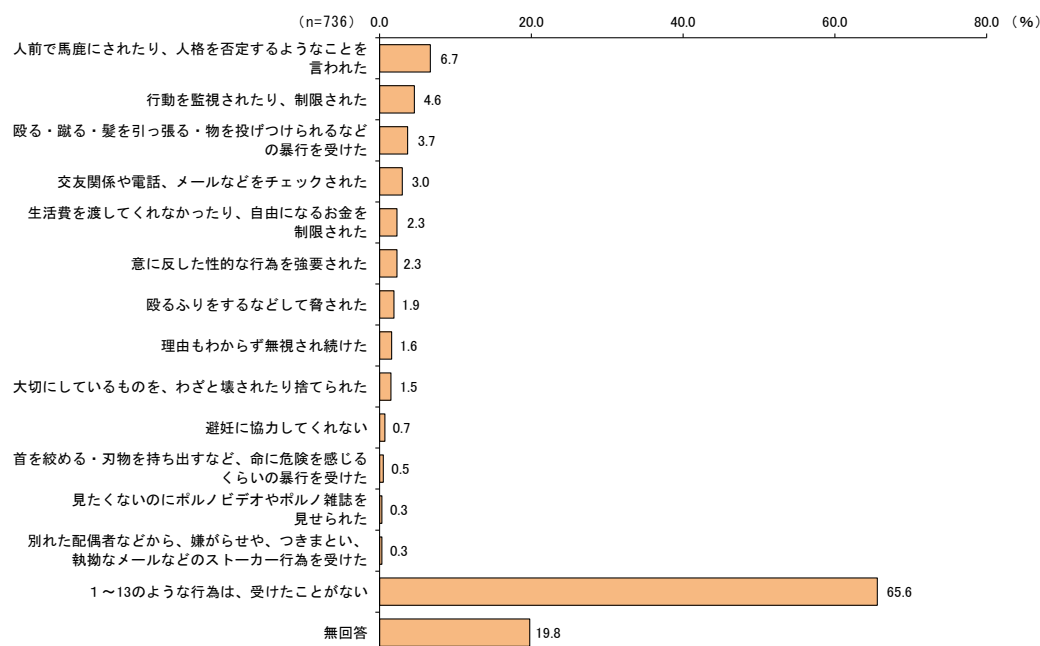
※なお、この計画の目標II－施策の方向2－施策（1）「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、稲城市における「配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」に位置づけます。

事業		計画	担当課
1	配偶者等からの暴力に関する啓発・情報提供	「継続」	市民協働課
2	配偶者等からの暴力の早期発見と関係機関の連携強化	「継続」	子育て支援課 市民協働課 健康課 高齢福祉課 市民課 指導課 学務課
3	配偶者等からの暴力に関する相談事業の実施	「継続」	子育て支援課 市民協働課 関係各課
4	配偶者等からの暴力による被害者支援に向けた関係機関の連携強化等	「継続」	子育て支援課 市民協働課 関係各課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」（平成26年度）より

◆配偶者やパートナーから受けた行為

問) 現在、配偶者やパートナーがいる方、または過去にいた方に伺います。あなたは、次のような行為を配偶者やパートナーから受けたことがありますか。



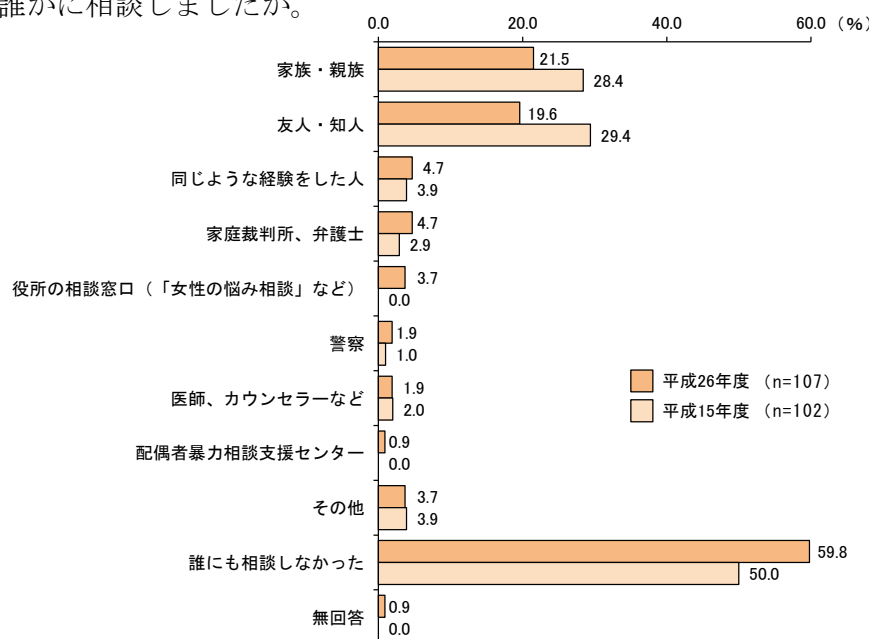
◇「人前で馬鹿にされたり、人格を否定するようなことを言われた」が最も多い

配偶者やパートナーから受けた行為については、「人前で馬鹿にされたり、人格を否定するようなことを言われた」（6.7%）が最も多く、次いで、「行動を監視されたり、制限された」（4.6%）、「殴る・蹴る・髪を引っ張る・物を投げつけられるなどの暴行を受けた」（3.7%）などの順となっています。

一方、「1～13のような行為は、受けたことがない」（65.6%）は6割台半ばを占めています。

◆相談先

問) あなたは誰かに相談しましたか。



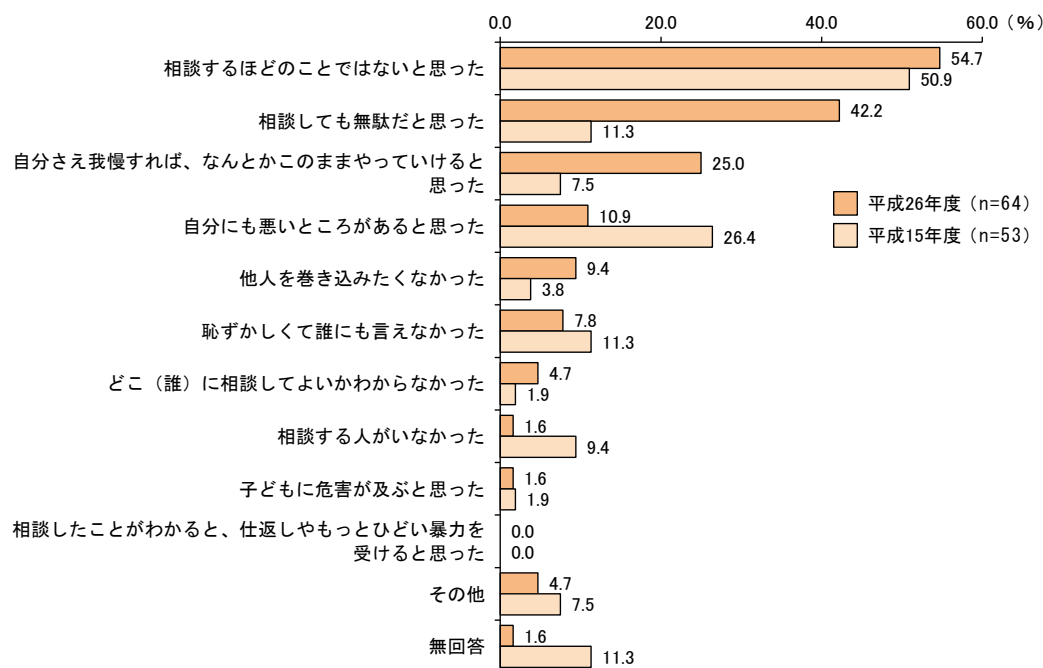
◇「家族・親族」が2割強

相談先については、「家族・親族」（21.5%）が最も多く、次いで、「友人・知人」（19.6%）などの順となっています。一方、「誰にも相談しなかった」（59.8%）は6割弱を占めています。

前回調査と比較すると、「誰にも相談しなかった」は9.8ポイント増加しています。

◆相談しなかった理由

問）（「誰にも相談しなかった」とお答えの方に）誰にも相談しなかった理由は何ですか。



◇「相談するほどのことではないと思った」が5割台半ば

誰にも相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」（54.7%）が最も多くなっています。次いで、「相談しても無駄だと思った」（42.2%）、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」（25.0%）などの順となっています。

前回調査と比較すると、「相談しても無駄だと思った」は30.9ポイント、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」は17.5ポイント、「他人を巻き込みたくなかった」は5.6ポイントそれぞれ増加しています。

施策（2） 男女平等を阻むハラスメントの防止

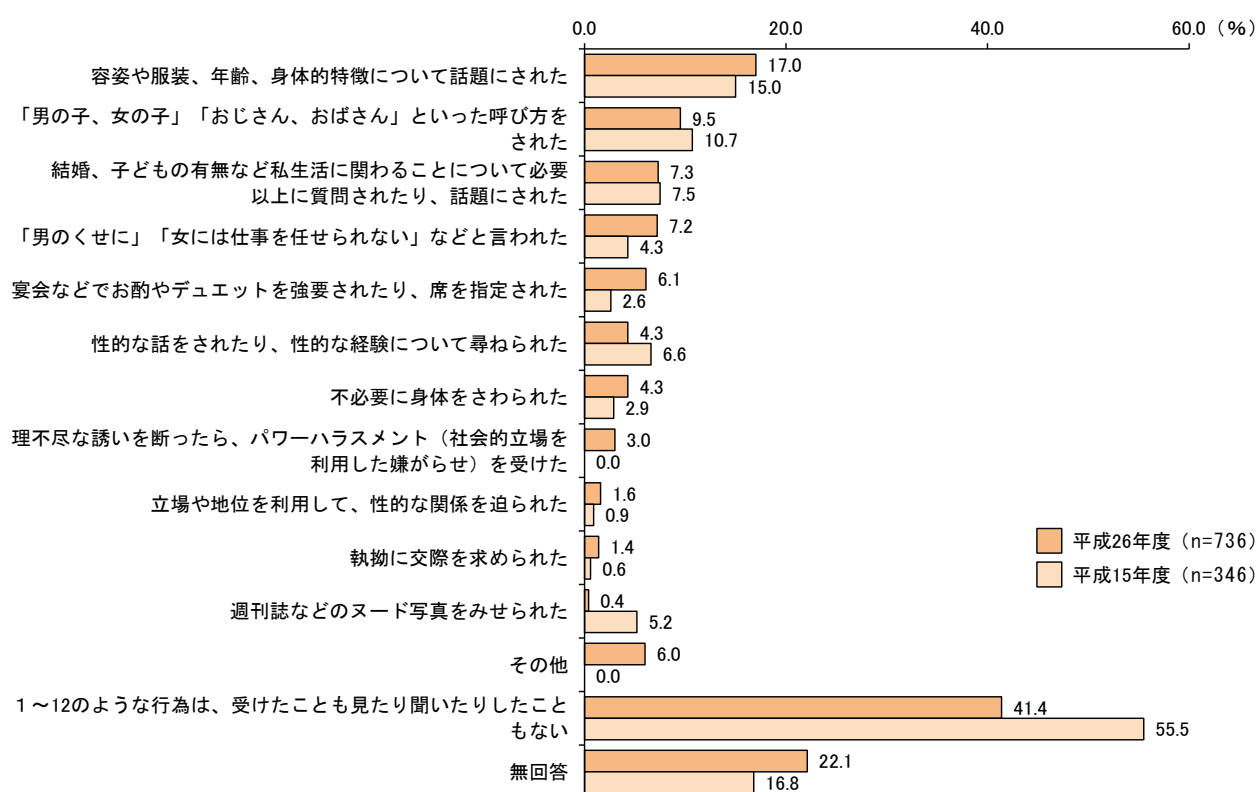
セクシュアル・ハラスメントなどの性別に起因するハラスメント（いやがらせ）について、人権侵害であるという認識を広く浸透させ、ハラスメントを容認しない意識を育むとともに、被害者の支援に向けた啓発や情報提供を実施します。

事業	計画	担当課
1 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発・情報提供	「継続」	市民協働課 経済観光課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」（平成26年度）より

◆セクシュアル・ハラスメントの有無

問）あなたの職場や学校などにセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）はありますか。次のようなことを自分自身が受けていたり、見たり聞いたりしたことがありますか。



◇「容姿や服装、年齢、身体的特徴について話題にされた」が2割近く

セクシュアル・ハラスメントの有無については、「容姿や服装、年齢、身体的特徴について話題にされた」（17.0%）が最も多く、次いで、「男の子、女の子」「おじさん、おばさん」といった呼び方をされた」（9.5%）、「結婚、子どもの有無など私生活に関わることについて必要以上に質問されたり、話題にされた」（7.3%）などの順となっています。

一方、「1～12のような行為は、受けたことも見たり聞いたりしたこともない」（41.4%）は4割強を占めています。

前回調査と比較すると、「宴会などでお酌やデュエットを強要されたり、席を指定された」は3.5ポイント増加しています。また、「1～12のような行為は、受けたことも見たり聞いたりしたこともない」は14.1ポイント減少しています。

目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランスを推進する

男女共に、仕事上の責任を果たしつつ、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、男女共同参画社会において重要です。国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、取組みを進めてきました。

しかし、結婚や出産を機に離職する女性は多く、家事や育児などは、未だ女性の負担が大きい状況にあります。一方、多くの男性は、長時間労働により家庭や地域生活に関わりたくても関われない状況があります。

性別による固定的な役割分担にとらわれることなく誰もが社会に参画し、自分らしい生き方を選択でき、男女が共にいきいきと生活できる社会に向けて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策の方向

- 1 労働の場における男女共同参画の推進
- 2 家庭での男女共同参画の推進
- 3 子育て施策の推進
- 4 介護の社会化の推進
- 5 地域における男女共同参画の推進

成果目標				
目標	指標	根拠	現状値	平成37年度目標値
Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する	ワーク・ライフ・バランスの認知度を上げる	男女共同参画に関する実態調査 男女共同参画に関わる言葉の認知	38.0%	「見たり聞いたりしたことがある」の割合を50%に増やしていく
	男女がともに家事・育児・介護に参画する割合を増やす	男女共同参画に関する実態調査 家事における男女のかかわり	女性・男性がほぼ同じ 7項目の平均 12.3%	「女性・男性がほぼ同じ」の割合を増やしていく
	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人の理想と現実の一致率を上げる	男女共同参画に関する実態調査 ワーク・ライフ・バランスについて実際の生活と理想の生活の比較	理想の生活が実際の生活と一致している人の割合 31.1%	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人の理想と現実が一致している割合を増やしていく

施策の方向 1

労働の場における男女共同参画の推進

男女が共に就労して経済的に自立できることは、男女双方の人権の確立を図る上で重要な課題です。しかし、結婚や出産を機に離職する女性の割合は依然として高く、今後は女性のみならず男性の介護離職者の増加が懸念されています。男女が共に継続して働き続けるためには、長時間労働を見直し、多様な働き方への理解と環境の整備が欠かせません。女性の継続就労や再就職を支援するとともに、男女が共に働きやすい職場環境の整備に向けて市内企業や事業主に対して働きかけていきます。

施策（1） 女性の就労支援

結婚や出産等で就労を中断した女性の経済的な自立意識、職業意識を培う啓発や情報提供を実施します。また、他機関と連携し、女性の継続就労や再就職に向けた支援をします。

	事業	計画	担当課
1	女性の就労に関する啓発・情報提供	「継続」	市民協働課 経済観光課
2	他機関との連携による女性の就労支援	「継続」	経済観光課

施策（2） 企業や事業主への啓発

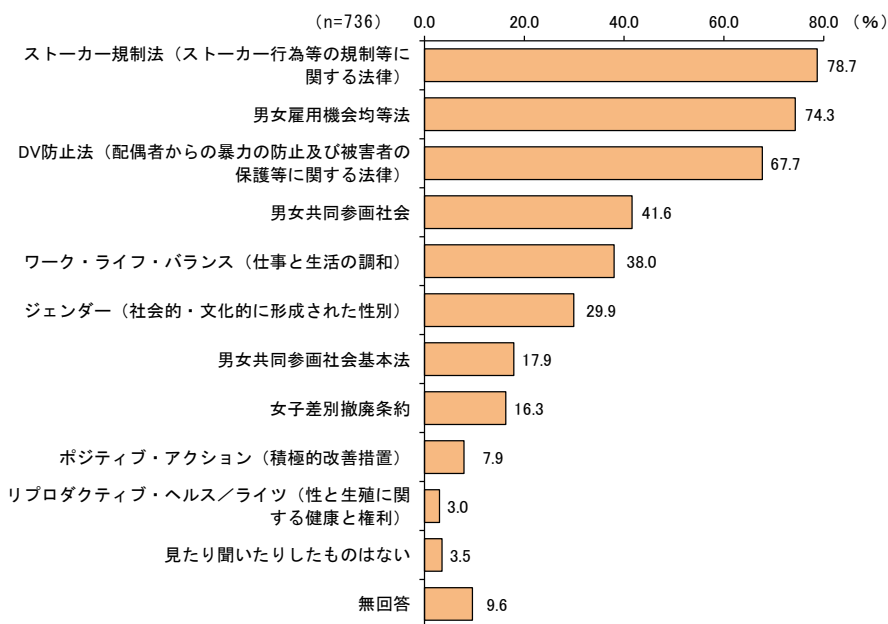
男女が共に働き続けられる職場環境の重要性について、市内企業や事業主に対して、啓発や情報提供を実施します。また、労働の場の男女平等を進めるために労働関係法令の周知及びワーク・ライフ・バランスについて理解を深める啓発や情報提供を実施します。

	事業	計画	担当課
1	市内企業への労働の場における男女平等の啓発・情報提供 (男女雇用機会均等法(セクハラ、ポジティブ・アクション)、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働者派遣法等関係法令の周知)	「継続」	経済観光課 市民協働課
2	市内企業へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供	「新規」	市民協働課
		「継続」	経済観光課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」（平成26年度）より

◆男女共同参画に関わる言葉の認知

問) 以下の言葉で、あなたが見たり聞いたりしたことがあるもの、知っているものはどれですか。



◇「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」は4割近く

男女共同参画に関わる言葉の認知について、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」（38.0%）は、4割近くとなっています。

◆実際の生活と理想の生活の比較

問) 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味など）」の優先度について伺います。

		イ) 理想の生活								無回答
		「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	を「地域・個人の生活」を優先	を「仕事」と「家庭生活」を優先	を「地域・個人の生活」を優先	を「仕事」と「地域・個人の生活」を優先	を「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先	を「仕事」と「地域・個人の生活」を優先	
ア) 実際の生活	「仕事」を優先	210	5.7	16.2	6.2	38.6	4.8	5.2	21.9	1.4
	「家庭生活」を優先	149	0.7	28.9	0.7	26.8	3.4	18.1	15.4	6.0
	「地域・個人の生活」を優先	21	4.8	23.8	23.8	-	14.3	9.5	23.8	-
	「仕事」と「家庭生活」をともに優先	151	0.7	11.3	0.7	31.1	2.6	6.6	45.7	1.3
	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	20	-	-	15.0	-	25.0	-	60.0	-
	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	45	-	-	-	2.2	-	37.8	55.6	4.4
	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	31	-	3.2	3.2	-	3.2	3.2	77.4	9.7
	無回答	109	-	-	-	5.5	-	-	4.6	89.9

◇実際は『「仕事」を優先』している人の4割近くは、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』が理想

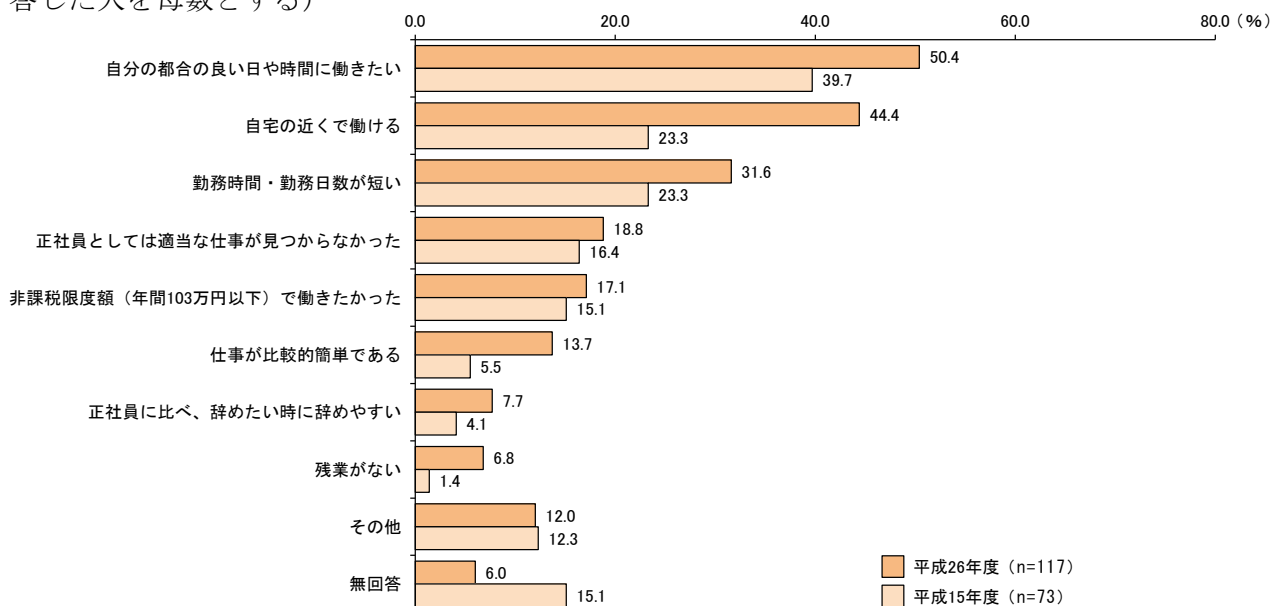
実際の生活別でみると、実際の生活において『「仕事」を優先』している人の4割近くは、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』したいと考えています。実際の生活において『「家庭生活」を優先』している人の3割近くは、理想と現実が合致しています。また、『「家庭生活」を優先』している人の3割近くは『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』したいと考えています。

実際の生活において『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』している人の4割台半ばは、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』したいと考えています。

実際の生活において『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』している人の8割近くは、理想と現実が合致しています。

◆働き方を選んだ理由

問) 現在、パート、アルバイト、派遣などで働いている方に伺います。あなたが現在の働き方を選んだのは、どのような理由からですか。(※職業を「パート、アルバイト、派遣など」と回答した人を母数とする)



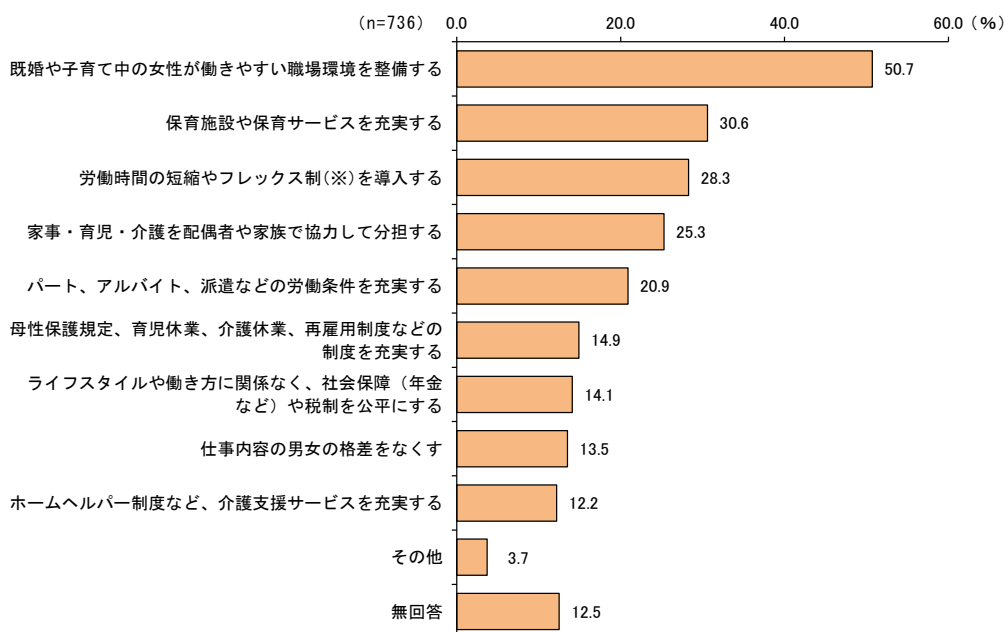
◇「自分の都合の良い日や時間に働きたい」が約5割

働き方を選んだ理由については、「自分の都合の良い日や時間に働きたい」(50.4%)が最も多く、次いで、「自宅の近くで働ける」(44.4%)、「勤務時間・勤務日数が短い」(31.6%)などの順になっています。

前回調査と比較すると、「自宅の近くで働ける」が21.1ポイント、「自分の都合の良い日や時間に働きたい」が10.7ポイント、「勤務時間・勤務日数が短い」が8.3ポイント、「仕事比較的簡単である」が8.2ポイント増加しています。

◆男女ともに働きやすい社会

問) 男女ともに働きやすい社会をつくるためには、どのようなことが重要だと考えていますか。



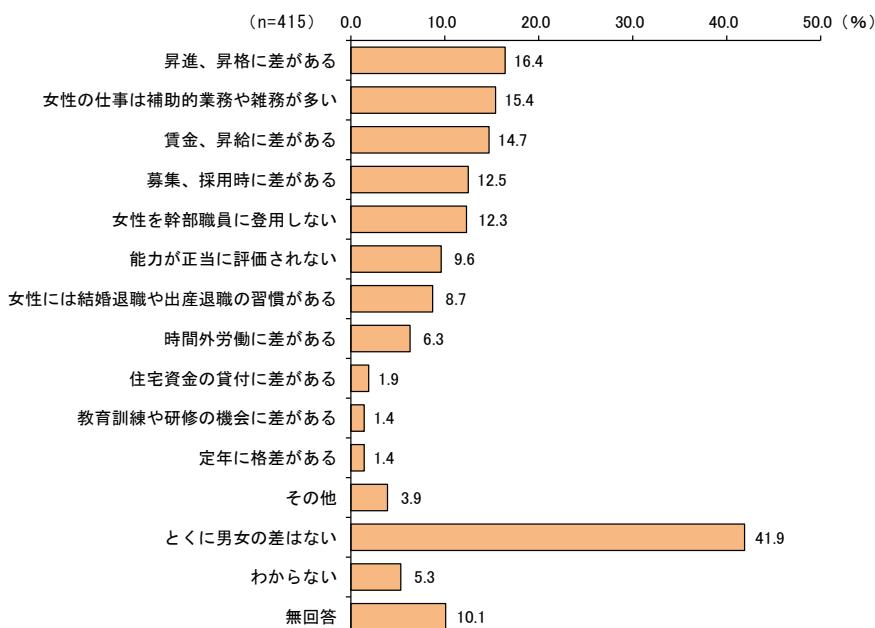
(※)一定の定められた時間帯の中で始業時刻と終業時刻の決定を個々の労働者に委ねる制度

◇「既婚や子育て中の女性が働きやすい職場環境を整備する」が約5割

男女ともに働きやすい社会については、「既婚や子育て中の女性が働きやすい職場環境を整備する」(50.7%)が最も多くなっています。次いで、「保育施設や保育サービスを充実する」(30.6%)、「労働時間の短縮やフレックス制を導入する」(28.3%)、「家事・育児・介護を配偶者や家族で協力して分担する」(25.3%)などの順となっています。

◆職場での男女差

問) 現在、仕事をしている方に伺います。あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、男女差があると思いますか。それはどのようなことですか。(※職業を「農・林・業」、「自営業」、「自由業」、「常勤の勤め」、「パート、アルバイト、派遣など」、「その他」と回答した人を母数とする)



◇「昇進、昇格に差がある」が2割近く

職場での男女差については、「昇進、昇格に差がある」(16.4%)が最も多く、次いで、「女性の仕事は補助的業務や雑務が多い」(15.4%)、「賃金、昇給に差がある」(14.7%)などの順になっています。一方、「とくに男女の差はない」(41.9%)は4割強を占めています。

施策の方向2

家庭での男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現において、男女が共に家事・育児・介護に参画し家庭生活において自立することが必要です。しかし、家庭の役割の多くを担っているのは女性となっています。男女が共に家事・育児・介護に参画し家庭生活において自立していけるよう、男性の家事参画に向けた男女双方の意識改革や、男性の主体的な家事・育児・介護への参画に向けて取り組みます。

施策(1) 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援

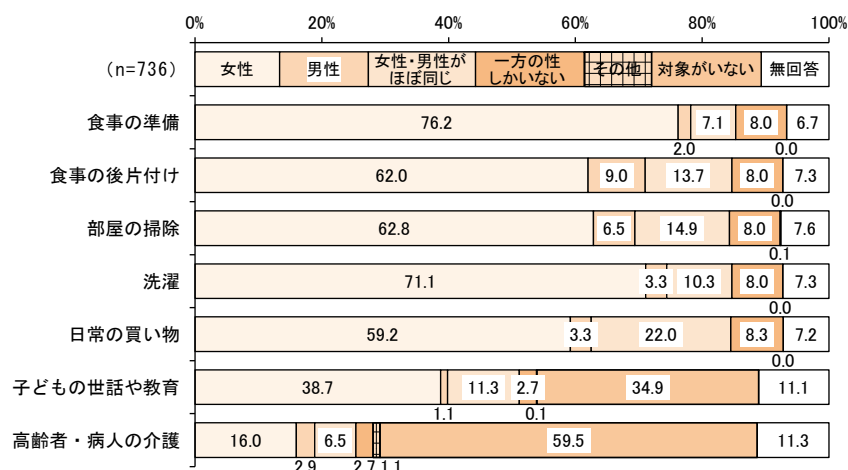
男性の家事参画への理解を深め、家事・育児・介護への参画を図るための啓発や情報提供を実施します。また、男女が共に育児・介護休業を取得するよう、情報提供を実施します。

事業	計画	担当課
1 男女がともに家事・育児・介護に参画するための啓発・情報提供	「継続」	市民協働課 生涯学習課 関係各課
2 市民への育児・介護休業制度に関する情報提供	「継続」	経済観光課 市民協働課
3 男性の積極的な育児参画に向けた啓発・情報提供 (両親学級への両親参加の推進、父親ハンドブックの交付)	「継続」	健康課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」(平成26年度)より

◆家事における男女のかかわり

問) あなたの家庭では、以下の家事について、女性と男性のどちらがより多くかかわっていますか。各項目それぞれについてお答えください。

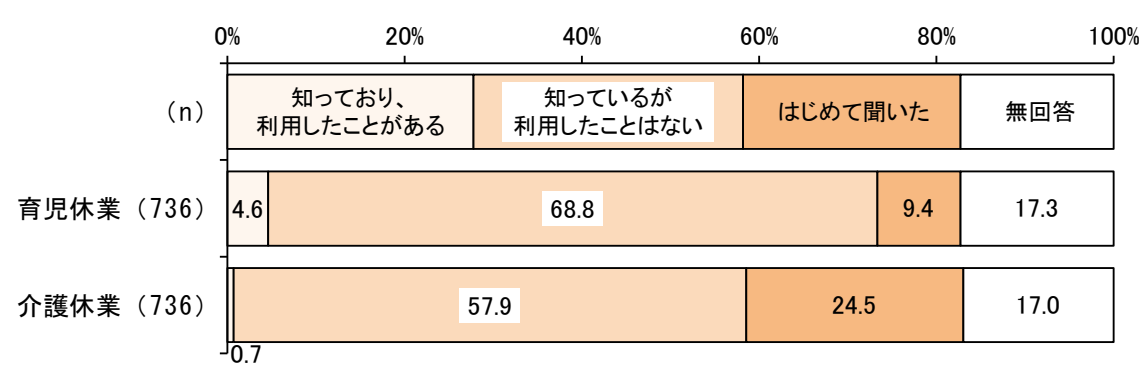


◇すべての項目において、「女性」がより多くかかわっている

家事における男女のかかわりについては、「女性」は“食事の準備”（76.2%）が最も多く、次いで、“洗濯”（71.1%）、“部屋の掃除”（62.8%）、“食事の後片付け”（62.0%）の順となっています。

◆育児休業・介護休業制度の認知

問）働く男女が生活も仕事も両立できるよう支援するため「改正育児・介護休業法」が施行されています。「育児・介護休業制度」は男女ともに取得できる制度です。あなたはこの制度を知っていますか。また利用したことがありますか。



◇「知っているが利用したことはない」は“育児休業”が7割近く、“介護休業”が6割近く

育児休業・介護休業制度の認知については、“育児休業”では、「知っているが利用したことはない」（68.8%）が最も高くなっています。次いで、「はじめて聞いた」（9.4%）、「知っているが利用したことがある」（4.6%）の順となっています。

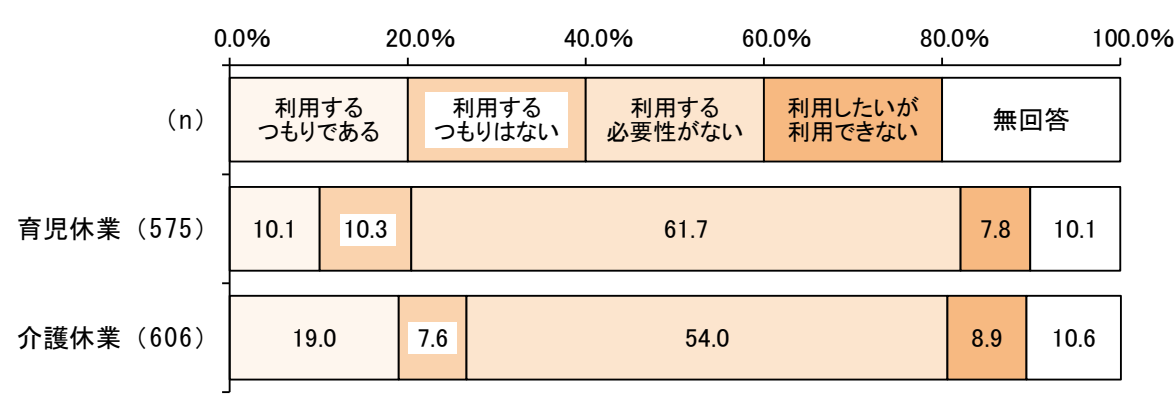
一方、“介護休業”では、「知っているが利用したことはない」（57.9%）が最も多く、「はじめて聞いた」（24.5%）、「知っているが利用したことがある」（0.7%）の順となっています。

育児休業の方が介護休業よりも認知度が高くなっています。

◆育児休業・介護休業制度の利用意向

問）（「知っているが利用したことはない」「はじめて聞いた」とお答えの方に）

育児休業・介護休業制度の利用意向はありますか。



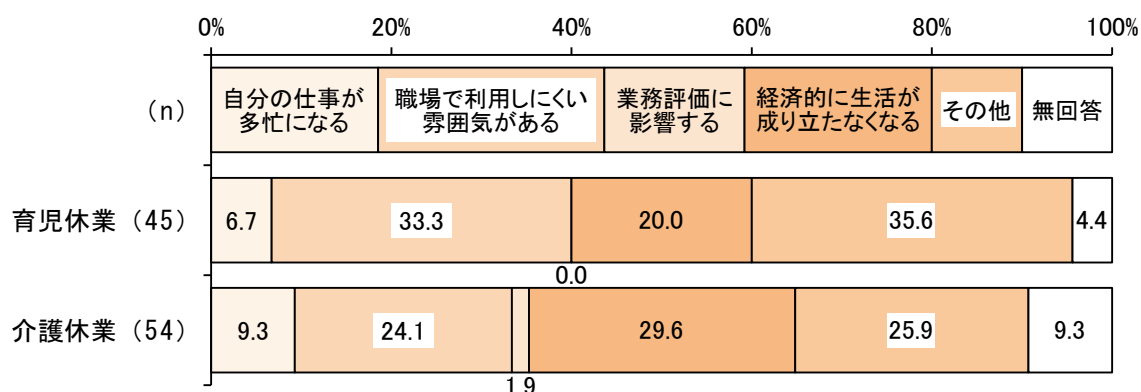
◇「利用する必要性がない」は“育児休業”が6割強、“介護休業”が5割台半ば

育児休業・介護休業制度の利用意向については、“育児休業”では「利用する必要性がない」(61.7%)が最も多く、次いで、「利用するつもりはない」(10.3%)、「利用するつもりである」(10.1%)、「利用したいが利用できない」(7.8%)の順となっています。

“介護休業”は、「利用する必要性がない」(54.0%)が最も多く、次いで、「利用するつもりである」(19.0%)、「利用したいが利用できない」(8.9%)、「利用するつもりはない」(7.6%)の順となっています。

◆育児休業・介護休業制度を利用できない理由

問) (「利用したいが利用できない」とお答えの方に) 育児休業・介護休業制度を利用できない理由は何ですか。



◇“育児休業”について「職場で利用しにくい雰囲気がある」が3割強、“介護休業”について「経済的に生活が成り立たなくなる」が3割弱

育児休業・介護休業制度を利用できない理由については、“育児休業”では、「職場で利用しにくい雰囲気がある」(33.3%)が最も多く、次いで、「経済的に生活が成り立たなくなる」(20.0%)、「自分の仕事が多忙になる」(6.7%)の順となっています。

また、“介護休業”では、「経済的に生活が成り立たなくなる」(29.6%)が最も多く、次いで、「職場で利用しにくい雰囲気がある」(24.1%)、「自分の仕事が多忙になる」(9.3%)、「業務評価に影響する」(1.9%)の順となっています。

施策の方向3

子育て施策の推進

男女共同参画社会の実現において、男女が共に仕事やその他の活動をしながらか安心して子育てができる環境の整備が求められています。就労形態やライフスタイルの変化により多様化する市民ニーズに適切に応え、子育てを担っている世帯を支援します。

また、ひとり親家庭にあっては、家事、子育てと仕事を両立しなければならない生活上の負担が大きいため、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

施策（1） 子育て支援の充実

男女が共に仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるよう保育サービス等の充実を図ります。また、子育てに関する情報提供、相談体制等の充実、産前産後の親子の健康支援の充実を図ります。

事業		計画	担当課
1	幼児期の学校教育・保育サービスの充実 (認可保育所事業、認定こども園事業、家庭的保育事業等、新制度幼稚園事業、認証保育所事業)	「充実」	子育て支援課
2	特別保育事業の充実 (障害児保育事業、延長保育事業、年末保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業)	「充実」	子育て支援課
3	放課後対策事業の実施 (学童クラブ・放課後子ども教室)	「継続」	児童青少年課
		「継続」	生涯学習課
4	ボランティアとの連携による子育て支援 (子育てサポーター養成講座、ファミリー・サポート・センター事業)	「充実」	子育て支援課
5	育児に関する情報提供と相談事業の充実	「充実」	子育て支援課
		「充実」	子育て支援課 健康課
6	子ども家庭支援センターによる子育て支援事業の実施 (あそびの広場等)	「継続」	子育て支援課
7	産前産後の親子の健康支援 (母子保健事業、母子健康教育、離乳食調理講習会、乳幼児健康診査、稲城市立病院における母親学級、稲城SUN GO(産後)クラブ)	「継続」	健康課
		「新規」	市立病院

施策（2）ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の生活安定のための援助や生活支援のためのサービスを進め、経済的・生活的自立を支援します。

	事業	計画	担当課
1	ひとり親家庭への情報提供と相談事業の実施	「継続」	子育て支援課
2	ひとり親家庭への生活支援 (ホームヘルプサービス事業、医療費助成制度、児童入学援助金の支給、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金貸付事業)	「充実」	子育て支援課
3	ひとり親家庭の自立支援 (母子家庭等自立支援給付金事業)	「継続」	子育て支援課

施策の方向 4

介護の社会化の推進

高齢化社会の進行により要介護者が増加する中で、男女共同参画社会の実現においても、男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられる環境の整備が重要な課題となっています。市では、高齢者だけでなく障害者等の介護にあたる家族の負担を軽減し、介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるよう支援体制を充実していきます。

施策（1）介護施策の充実

男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるように、介護に関わる情報提供や各種サービス事業を実施し、介護を支える環境づくりを充実します。

	事業	計画	担当課
1	介護に関わる事業の実施と情報提供 (家族介護支援事業、ボランティア講座等、介護保険制度による介護給付)	「継続」	高齢福祉課
2	日常生活の支援サービス事業の充実 (介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防事業、日常生活用具・住宅改修費等給付事業、ホームヘルプサービス事業、在宅サービス事業、外出支援サービス事業)	「充実」	高齢福祉課
		「継続」	障害福祉課

施策の方向5

地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が自らの希望する地域活動に参画できる環境の整備は重要です。地域活動において男女がお互いを理解し、尊重し、協力し合いながら対等な構成員として参画できるよう啓発するとともに、性別に関わりなく希望する活動に参画できる環境の整備と機会の提供を推進します。

施策（1） 地域活動への参画の促進

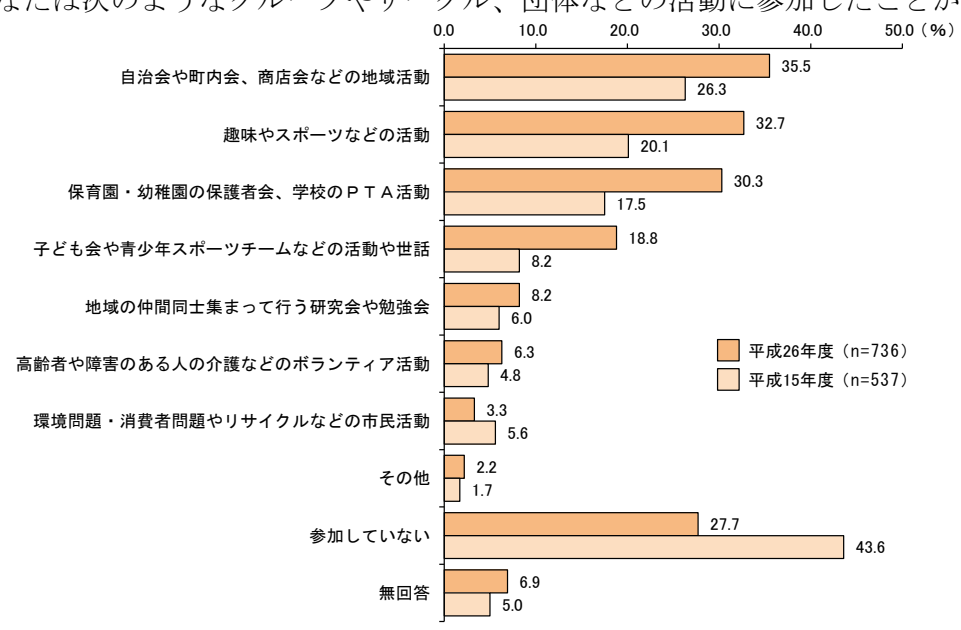
地域活動において男女が対等な構成員として参画できるよう啓発や情報提供をします。また、市が開催する各種イベントやボランティア活動等の地域活動について、男女が共に参画できる環境の整備と機会を提供します。

事業	計画	担当課
1 地域活動への参画促進のための啓発・情報提供	「継続」	市民協働課 生涯学習課 関係各課
2 男女が共に参画できる地域活動の機会の提供	「新規」	関係各課
	「継続」	生涯学習課
	「継続」	高齢福祉課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」（平成26年度）より

◆団体などへの活動参加の有無

問) あなたは次のようなグループやサークル、団体などの活動に参加したことがありますか。



◇「自治会や町内会、商店会などの地域活動」が3割台半ば

団体などへの活動参加の有無については、「自治会や町内会、商店会などの地域活動」(35.5%)が最も多く、次いで、「趣味やスポーツなどの活動」(32.7%)、「保育園・幼稚園の保護者会、学校のPTA活動」(30.3%)などの順となっています。一方、「参加していない」(27.7%)は3割近くとなっています。

前回調査と比較すると、「保育園・幼稚園の保護者会、学校のPTA活動」は12.8ポイント、「趣味やスポーツなどの活動」は12.6ポイント、「子ども会や青少年スポーツチームなどの活動や世話」は10.6ポイント、「自治会や町内会、商店会などの地域活動」は9.2ポイントそれぞれ増加しています。そのため「参加していない」は15.9ポイント減少しています。

◆団体などへの活動参加の有無－性別・年齢別

(%)

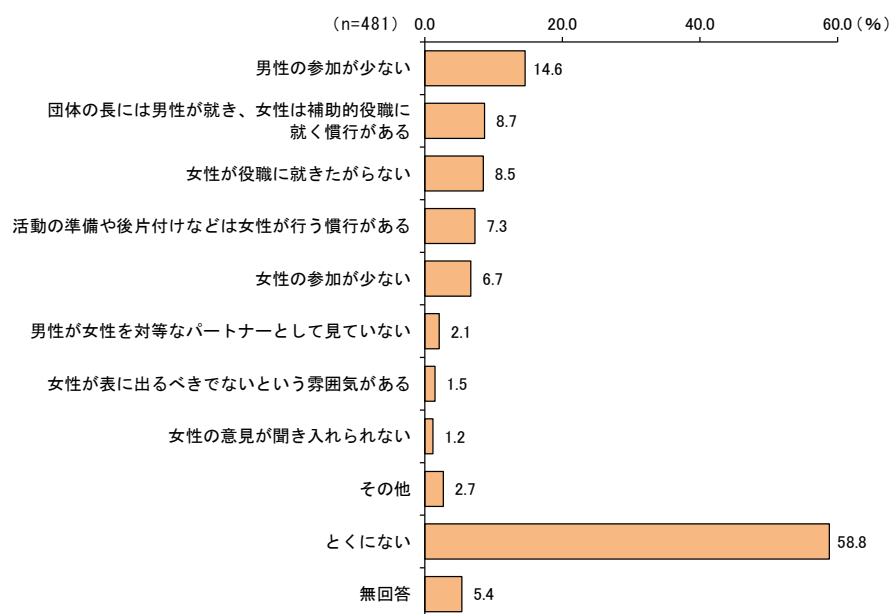
	調査数 (n)	自治会や町内会、商店会などの地域活動	保育園・幼稚園のPTA活動	子ども会や青少年スポーツ	趣味やスポーツなどの活動	地域の仲間や勉強会	環境問題・消費者問題や市民活動	高齢者や障害のある人の活動	その他	参加していない	無回答
全体	736	35.5	30.3	18.8	32.7	8.2	3.3	6.3	2.2	27.7	6.9
女性	410	35.4	40.2	21.5	36.1	9.0	3.2	8.0	2.2	25.1	5.9
男性	308	35.4	16.2	14.3	27.6	6.5	3.6	3.9	2.3	32.1	8.1
16～29歳	72	8.3	4.2	11.1	27.8	2.8	1.4	6.9	-	44.4	9.7
30～39歳	110	15.5	27.3	14.5	20.0	9.1	2.7	5.5	0.9	43.6	-
40～49歳	127	35.4	44.9	29.9	30.7	5.5	-	3.9	2.4	26.0	2.4
50～59歳	119	42.9	43.7	24.4	36.1	5.0	1.7	2.5	2.5	22.7	2.5
60～69歳	153	48.4	30.7	17.6	36.6	11.1	7.2	7.2	2.6	20.9	9.8
70歳以上	140	45.0	19.3	10.7	40.0	12.1	5.0	10.7	3.6	21.4	15.0

性別で見ると、女性は「保育園・幼稚園の保護者会、学校のPTA活動」が多く、男性よりも24.0ポイント高くなっています。男性は「自治会や町内会、商店会などの地域活動」が3割台半ばと多くなっています。「参加していない」は男性の方が女性よりも7.0ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、「参加していない」は16～29歳、30～39歳で4割以上と多くなっています。「保育園・幼稚園の保護者会、学校のPTA活動」は40～49歳、50～59歳で4割以上、「自治会や町内会、商店会などの地域活動」は50～59歳、60～69歳、70歳以上で4割以上と多くなっています。「自治会や町内会、商店会などの地域活動」や「趣味やスポーツなどの活動」はおおむね年齢が上がるほど増加傾向となっています。

◆活動団体での男女差

問) あなたが現在活動されている団体で、次のようなことはありますか。



◇「男性の参加が少ない」が1割台半ば

活動団体での男女差については、「男性の参加が少ない」（14.6%）が最も多くなっています。次いで、「団体の長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある。」（8.7%）、「女性が役職に就きたがらない」（8.5%）などの順となっています。一方、「とくにない」（58.8%）は6割近くを占めています。



目標Ⅳ いなぎプランを推進する

男女共同参画社会基本法では、市の責務として、国の施策に準じて市域の特性に応じた施策を策定し、及び実施することがうたわれています。市では、男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第四次）（「稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を包含）を策定し、取り組むべき施策をまとめました。

プランに掲げた施策を総合的かつ効果的に実施するために、推進体制を充実し、男女共同参画社会の実現に向けて、いなぎプランを推進します。

施策の方向

- 1 いなぎプランの推進
- 2 男女平等推進センター事業の充実

成果目標				
目標	指標	根拠	現状値	平成37年度 目標値
Ⅳ いなぎプランを 推進する	市が行っている事業の 認知度を上げる	男女共同参画に関する実態調査 男女共同参画を進める市の施策につい て市が行っている事業の認知	6事業の平均 10.3%	6事業それぞれ「知って いる」の割合を 20%に増やしていく



©K.Okawara・Jet Inoue

施策の方向 1

いなぎプランの推進

いなぎプランに掲げた施策を総合的かつ効果的に実施するため、職員の男女平等意識を高め、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。また、市民推進組織により進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、各施策に着実に取り組めます。

施策（1） 庁内推進体制の充実

いなぎプランに掲げた施策に取り組む職員の男女平等意識を高めるため、男女平等に関する啓発や情報提供をするとともに、市内の一事業所として男女共に働きやすい環境整備と職員のワーク・ライフ・バランスを進めていきます。また、市民協働課が中心となり、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。市だけでは取組みが困難な施策については、国や都等に働きかけ、周辺自治体等とも連携・情報交換していきます。

事業		計画	担当課
1	職員への男女平等に関する啓発・情報提供	「継続」	人事課
		「継続」	市民協働課
2	男女平等の理念に基づく職員の採用・人事	「継続」	人事課
3	女性職員の管理・指導的立場への参画に向けた意識啓発と人材育成	「継続」	人事課
4	男性職員の育児休暇取得に向けた啓発・情報提供	「充実」	人事課
5	男女が共に働きやすい環境整備	「継続」	人事課 関係各課
		「新規」	市立病院
6	男女平等推進いなぎプラン推進状況調査の実施及び職員への周知	「充実」	市民協働課 関係各課
7	男女平等推進本部の運営	「継続」	市民協働課
8	国や東京都、周辺自治体及び関係機関との連携	「継続」	市民協働課 関係各課

施策（2）いなぎプランの進捗管理

いなぎプランを着実に実行するために、市民推進組織においてプランの進捗状況を点検・評価するとともに、その結果をわかりやすく、市民及び職員に提示します。また、法令の改正等により必要と認められる場合には、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

事業		計画	担当課
1	稲城市男女共同参画計画推進協議会活動の運営	「継続」	市民協働課
2	次期計画の策定及び現行計画の期間中における見直し	「継続」	市民協働課
3	男女共同参画に関する実態調査及び職員意識調査の実施	「継続」	市民協働課

施策の方向2

男女平等推進センター事業の充実

男女平等に関する活動拠点である男女平等推進センターを更に周知し活用するとともに、事業の充実を図ります。

施策（1）男女平等にかかる事業の充実

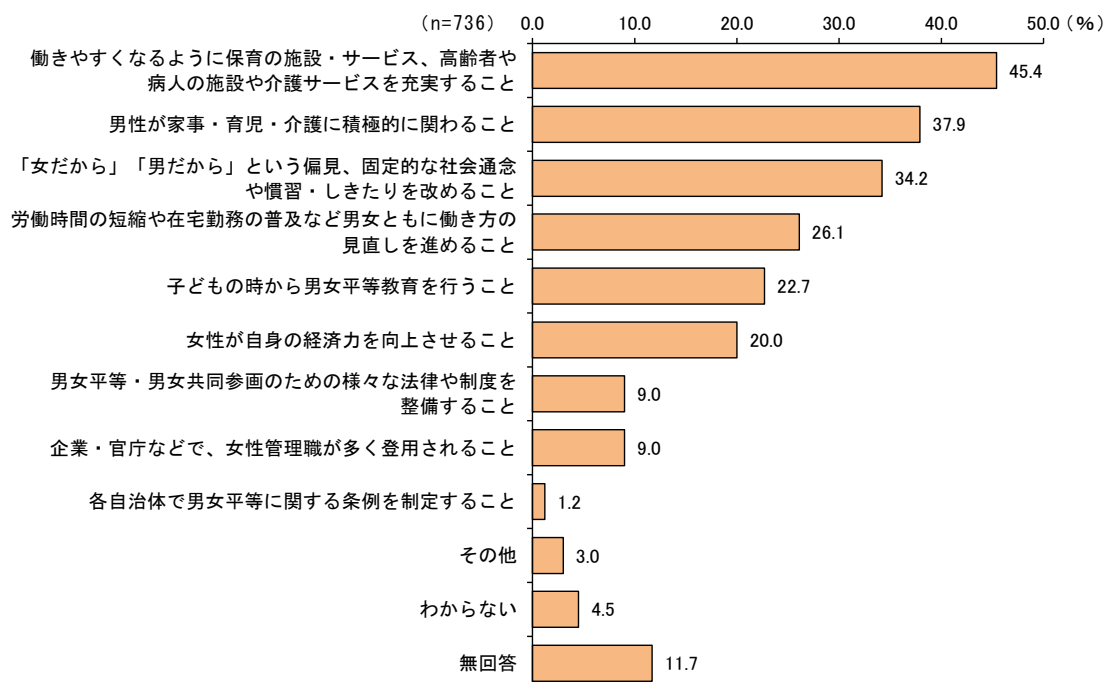
男女平等の推進を直接的な目的とした事業について、市民との協働により効果的に実施します。

事業		計画	担当課
1	男女平等を考える「フォーラム」の実施	「継続」	市民協働課
2	男女平等推進セミナーの実施	「継続」	市民協働課
3	男女平等に関する情報誌の発行	「継続」	市民協働課
4	男女平等に関する法令や条約等の周知	「継続」	市民協働課
5	男女平等に関する相談事業「女性の悩み相談」の実施	「継続」	市民協働課
6	男女平等に関する団体等への活動支援	「充実」	市民協働課
7	男女平等に関する研修会等の情報提供	「継続」	市民協働課
8	市民との協働による男女平等推進事業の運営	「継続」	市民協働課

稲城市「男女共同参画に関する実態調査」(平成26年度)より

◆男女平等になるために重要なこと

問) 男女があらゆる分野でもっと平等になるために、重要と思うことは何ですか。



◇「働きやすくなるように保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すること」が4割台半ば

男女平等になるために重要なことについては、「働きやすくなるように保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すること」(45.4%)が最も多くなっています。次いで、「男性が家事・育児・介護に積極的に関わること」(37.9%)、「女だから」「男だから」という偏見、固定的な社会通念や慣習・しきたりを改めること」(34.2%)などの順となっています。

◆男女平等になるために重要なことー性別・年齢別

(%)

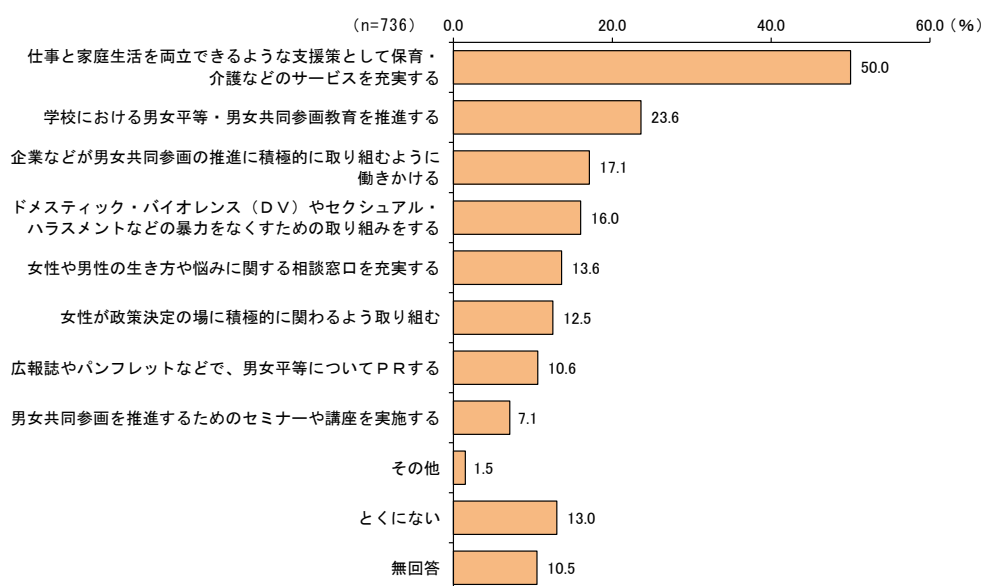
	調査数 (n)	女性が自身の経済力を向上させること	男性が家事・育児・介護に積極的に関わること	「女だから」「男だから」という偏見、固定的な社会通念や慣習・しきたりを改めること	子どもの時から男女平等教育を行うこと	整備するための様々な法律や制度を整備すること	男女平等・男女共同参画の条例を制定すること	各自治体で男女平等に関する条例を制定すること	理職が多く登用されること	企業・官庁などで、女性管理職が多く登用されること	サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すること	働きやすくなるように保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを進めること	労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進めること	その他	わからない	無回答
全体	736	20.0	37.9	34.2	22.7	9.0	1.2	9.0	9.0	45.4	26.1	3.0	4.5	11.7		
女性	410	22.0	41.7	33.9	22.2	9.8	0.5	8.5	8.5	48.5	26.8	1.7	4.4	11.2		
男性	308	16.2	32.8	35.4	24.7	8.4	1.9	9.7	9.7	41.9	25.3	4.2	4.9	11.7		
16～29歳	72	13.9	43.1	40.3	13.9	9.7	-	8.3	8.3	45.8	30.6	4.2	2.8	8.3		
30～39歳	110	20.9	50.0	32.7	20.9	6.4	1.8	9.1	9.1	52.7	44.5	4.5	1.8	2.7		
40～49歳	127	16.5	37.8	36.2	27.6	7.1	0.8	10.2	10.2	42.5	33.1	3.1	5.5	6.3		
50～59歳	119	21.0	36.1	32.8	24.4	13.4	0.8	8.4	8.4	52.1	25.2	1.7	3.4	10.9		
60～69歳	153	22.9	35.3	35.3	26.8	10.5	1.3	7.2	7.2	41.8	18.3	3.9	5.2	15.7		
70歳以上	140	20.0	30.7	32.1	20.7	7.9	1.4	10.7	10.7	41.4	12.1	-	7.1	20.7		

性別で見ると、男女ともに「働きやすくなるように保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すること」が多くなっています。次いで、女性は「男性が家事・育児・介護に積極的に関わること」が多く、男性よりも8.9ポイント高くなっています。また、男性は「女だから」「男だから」という偏見、固定的な社会通念や慣習・しきたりを改めること」が多くなっています。

年齢別で見ると、すべての年齢において「働きやすくなるように保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すること」が多くなっています。「女だから」「男だから」という偏見、固定的な社会通念や慣習・しきたりを改めること」は16～29歳で約4割と他の年齢と比較して多くなっています。30～39歳では「男性が家事・育児・介護に積極的に関わること」が5割、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進めること」が4割台半ばと多くなっています。

◆「男女共同参画社会の実現」に向けた施策

問) 「男女共同参画社会の実現」に向けて、市に特に力を入れてほしい施策は何ですか。



◇「仕事と家庭生活を両立できるような支援策として保育・介護などのサービスを充実する」が5割

「男女共同参画社会の実現」に向けた施策については、「仕事と家庭生活を両立できるような支援策として保育・介護などのサービスを充実する」（50.0%）が最も多くなっています。次いで、「学校における男女平等・男女共同参画教育を推進する」（23.6%）、「企業などが男女共同参画の推進に積極的に取り組むように働きかける」（17.1%）などの順となっています。

◆「男女共同参画社会の実現」に向けた施策－性別・年齢別

(%)

	調査数 (n)	実施する ためのセミナーや講座を 男女共同参画を推進する	男女共同参画教育を推進 する	学校における男女平等・ 男女共同参画教育を推進 する	実務に関する相談窓口を充 実にする	女性や男性の生き方や悩 みに関する相談窓口を充 実にする	仕事と家庭生活を両立できるよ うな支援策として保育・介護などのサ ービスを充実する	シニアル・ハラスメントなどの暴力を なくすための取り組みをする	ドメスティック・バイオレンスやセク シュアル・ハラスメントなどの暴力を なくすための取り組みをする	積極的に関わるよう取り組む	女性が政策決定の場に積 極的に取り組むよう取り組 む	企業が男女共同参画の推進に 積極的に取り組むように働きかけ る	PRする	広報誌やパンフレットな どで、男女平等について	その他	とくにない	無回答
全体	736	7.1	23.6	13.6	50.0	16.0	12.5	17.1	10.6	1.5	13.0	10.5					
女性	410	6.1	21.0	13.9	54.6	15.6	12.0	16.3	9.8	1.2	13.4	10.5					
男性	308	8.4	26.9	13.0	44.5	16.2	13.3	18.5	11.7	1.9	12.7	9.7					
16～29歳	72	1.4	20.8	18.1	48.6	19.4	12.5	9.7	6.9	2.8	16.7	4.2					
30～39歳	110	1.8	19.1	20.0	63.6	17.3	8.2	18.2	5.5	1.8	11.8	4.5					
40～49歳	127	7.1	21.3	10.2	48.8	15.7	11.0	16.5	7.1	-	15.7	7.9					
50～59歳	119	8.4	26.1	13.4	48.7	11.8	13.4	17.6	9.2	2.5	12.6	9.2					
60～69歳	153	7.8	24.8	11.1	52.9	17.6	12.4	21.6	14.4	1.3	11.1	13.1					
70歳以上	140	12.1	27.1	11.4	40.0	15.0	16.4	15.7	16.4	1.4	12.1	17.9					

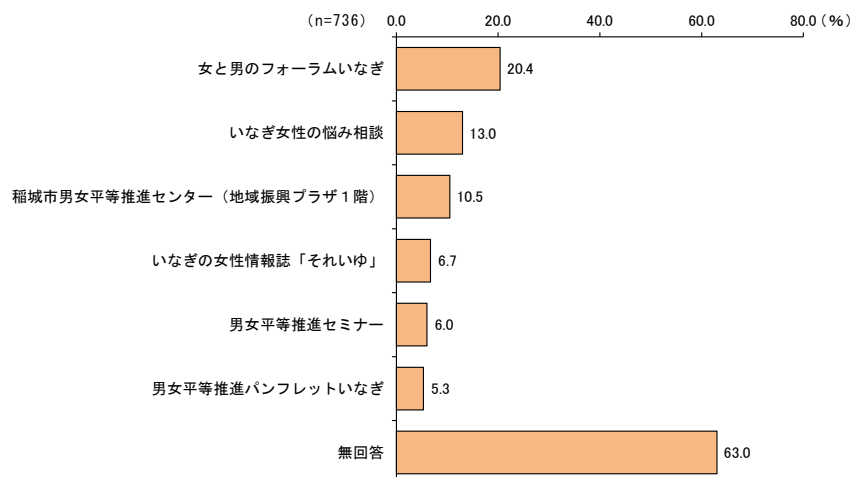
性別で見ると、男女ともに「仕事と家庭生活を両立できるような支援策として保育・介護などのサービスを充実する」が多く、女性の方が男性よりも10.1ポイント高くなっています。次いで、「学校における男女平等・男女共同参画教育を推進する」が多く、男性の方が女性よりも5.9ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、すべての年齢において「仕事と家庭生活を両立できるような支援策として保育・介護などのサービスを充実する」が多く、特に30～39歳では6割強となっています。70歳以上では他の年齢と比較して「男女共同参画を推進するためのセミナーや講座を実施する」や「女性が政策決定の場に積極的に関わるよう取り組む」の割合が高いことから、参加主体の施策を求めていることがうかがえます。

IV

◆市が行っている事業の認知

問) 現在、市が行っている以下の事業のうちで、あなたが知っているものはどれですか。



◇「女と男のフォーラムいなぎ」が約2割

市が行っている事業の認知については、「女と男のフォーラムいなぎ」(20.4%)が最も多くなっています。次いで、「いなぎ女性の悩み相談」(13.0%)、「稲城市男女平等推進センター（地域振興プラザ1階）」(10.5%)などの順となっています。

◆市が行っている事業の認知－性別・年齢別

(%)

	調査数 (n)	女と男の フォーラム いなぎ	男女平等 推進セミナ ー	いなぎ女性 の悩み相談	いなぎの女 性情報誌 「ゆい」	男女平等 推進パン フレット	稲城市男女 平等推進 センター (地域振興 プラザ1階)	無回答
全体	736	20.4	6.0	13.0	6.7	5.3	10.5	63.0
女性	410	24.9	6.1	19.0	8.5	3.7	9.5	57.1
男性	308	13.3	6.2	5.5	4.2	6.8	12.0	72.1
16～19歳	72	6.9	1.4	6.9	4.2	4.2	5.6	76.4
30～39歳	110	16.4	2.7	12.7	3.6	3.6	10.9	66.4
40～49歳	127	21.3	5.5	17.3	3.9	3.9	7.1	65.4
50～59歳	119	20.2	5.0	10.1	6.7	5.0	8.4	62.2
60～69歳	153	28.1	8.5	15.0	9.2	7.8	11.1	58.8
70歳以上	140	20.0	10.0	13.6	10.0	4.3	17.1	58.6

性別で見ると、男女ともに「女と男のフォーラムいなぎ」が多く、女性の方が男性よりも11.6ポイント高くなっています。次いで、女性は「いなぎ女性の悩み相談」が多く、男性よりも13.5ポイント高くなっています。男性は「稲城市男女平等推進センター」が多く、女性よりも2.5ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、すべての年齢において「女と男のフォーラムいなぎ」が多く、特に60～69歳では3割近くとなっていますが、16～29歳では1割未満と認知が低くなっています。また、「いなぎ女性の悩み相談」は40～49歳で2割近くとなっています。

第 3 章

資 料

第Ⅴ期稲城市男女共同参画計画推進協議会委員名簿

平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月

氏 名	役 職	構 成
ワカヤマ ジュンコ 若山 順子	会 長	学識経験者
ハシ ケンタ 橋 謙太	副 会 長	市 民
ムカイダ クミコ 向田 久美子		学識経験者
モリヤ キミエ 守屋 紀美江		学識経験者
イトウ カヨ 伊藤 佳代		市 民
カリベ ケンジ 苅部 賢司		市 民
シバタ レイコ 柴田 麗子		市 民
ニイナ トシミツ 新名 敏光		市 民
ハシモト ユウコ 橋本 裕子		市 民
ハヤシ マサミ 林 正美		市 民

稲城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱第 3 条による

第V期稲城市男女共同参画計画推進協議会における検討経過

会 期	開 催 期 日	主 な 協 議 内 容
第1回	平成26年4月24日	・稲城市男女共同参画計画推進協議会の活動について ・男女共同参画に関する市民意識・実態調査について ほか
第2回	平成26年6月3日	・男女共同参画に関する市民意識・実態調査について ・男女平等推進セミナーについて ほか
第3回	平成26年7月15日	・男女共同参画に関する市民意識・実態調査について ・男女平等推進セミナーについて ほか
第4回	平成26年9月24日	・男女共同参画に関する市民意識・実態調査について ・男女平等推進セミナーについて ほか
第5回	平成26年10月15日	・男女共同参画に関する市民意識・実態調査について ・第三次いなぎプランの進捗状況について ほか
第6回	平成26年12月3日	・男女平等推進本部会議の報告について ・第四次いなぎプラン素案について（体系図及び事業） ほか
第7回	平成27年2月18日	・第四次いなぎプラン素案について（体系図及び事業） ほか
第8回	平成27年3月26日	・第四次いなぎプラン素案について（事業及び数値目標） ほか
第9回	平成27年4月22日	・第四次いなぎプラン素案について（事業及び数値目標） ・男女平等推進セミナーについて ほか
第10回	平成27年5月27日	・第四次いなぎプラン素案について（プラン全体） ・男女平等推進セミナーについて ほか
第11回	平成27年6月18日	・第三次いなぎプランの進捗状況について ・第四次いなぎプラン素案について（プラン全体） ほか
第12回	平成27年7月16日	・第三次いなぎプランの進捗状況について ・第四次いなぎプラン素案について（プラン全体） ほか
第13回	平成27年9月2日	・第三次いなぎプランの進捗状況について ・第四次いなぎプラン素案について（プラン全体） ほか
第14回	平成27年10月6日	・第三次いなぎプランの進捗状況について ・第四次いなぎプラン素案について（プラン全体） ・パブリックコメントの実施について ほか
第15回	平成27年12月22日	・男女平等推進本部会議の報告について ・パブリックコメントの結果について ・第四次いなぎプラン素案について（プラン全体） ほか
第16回	平成28年2月18日	・第四次いなぎプラン素案について（プラン全体） ほか
第17回	平成28年3月24日	・第四次いなぎプランの策定について ・第V期稲城市男女共同参画計画推進協議会活動を振り返って

稲城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱

平成2年12月28日

市長決裁

改正 平成8年7月31日

改正 平成13年3月31日

改正 平成14年4月1日

改正 平成15年10月30日

改正 平成18年4月1日

改正 平成26年3月5日

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、稲城市男女共同参画計画に基づく施策の推進を図るため、稲城市男女共同参画計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 稲城市男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 前号のほか市長が認めたもの

(構成)

第3条 協議会は、市長が任命する次の委員の10名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 市民 7名以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(協議会の招集等)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数以上の出席により成立する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(起草委員会)

第8条 協議会に起草委員会を置くことができる。

- 2 起草委員会は、協議会から付託された事項について調査、検討し協議会に報告する。
- 3 起草委員会は、会長の指定する協議会委員の5名以内をもって構成する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱の施行の際、現に改正前の稲城市女性行動計画推進協議会設置要綱第4条の規定により任命されている委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月5日課長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

稲城市男女平等推進本部設置要綱

平成8年11月14日

市長決裁

改正 平成23年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成26年3月5日

改正 平成27年11月9日

(設置目的)

第1条 男女平等社会実現のため、稲城市における総合的な計画を策定し、その推進を図るため、稲城市男女平等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等社会実現のための計画の策定に関すること。
- (2) 男女平等社会実現のための施策の調整及びその推進に関すること。
- (3) その他男女平等社会実現のための施策に関し、必要と認める事項

(構成)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は副市長を、副本部長は市民部長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進会議の事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部から付議された事項について調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議し、本部長に報告する。
- 3 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は市民部長を、副幹事長は市民協働課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の会務を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 幹事長は、特定の事項に関する協議を行なう場合においては、幹事の一部をもって幹事会を開催することができる。

(実務担当者会)

第6条 幹事会に実務担当者会を置くことができる。

- 2 実務担当者会は、幹事会から付託された事項について調査、検討し幹事会に報告する。
- 3 実務担当者会は、市の職員で幹事長の指定する職にある者をもって構成する。
- 4 実務担当者会は、副幹事長が招集し、これを主催する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年11月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年10月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、市長決裁の日から施行し、改正後の稲城市男女平等推進本部設置要綱（以下「要綱」という。）の規定は、次の各号に定める日から適用する。

(1) 要綱別表第1の改正規定（「教育部参事」を追加する規定に限る。）及び要綱別表第2の改正規定（「指導室長」を削除する規定に限る。）平成9年4月1日

(2) 要綱別表2の改正規定（「まちづくり推進課」を「都市計画課」に改める規定に限る。）平成23年4月1日

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月5日課長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、市長の決裁のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

本部長	副市長
副本部長	市民部長
	議会事務局長
	企画部長
	総務部長
	福祉部長
	子ども福祉担当部長
	都市建設部長
	都市基盤整備担当部長
	都市建設部参事
	教育部長
	教育指導担当部長
	病院事務長
	消防長
	会計管理者

別表第2（第5条関係）

企 画 部	企画政策課長
総 務 部	人事課長、総務契約課長及び秘書広報課長
市 民 部	市民部長、保険年金課長、経済観光課長、 環境課長及び市民協働課長
福 祉 部	生活福祉課長、高齢福祉課長、障害福祉課長、 健康課長及び子育て支援課長
都市建設部	都市計画課長
教 育 部	教育総務課長、学務課長、生涯学習課長、 体育課長及び図書館課長
病院事務部	管理課長
消 防 本 部	消防総務課長

日本国憲法(抄)

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年5月3日

第3章 資料

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

○2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

○3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

○2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

○3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

○4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

○2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

○3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

○2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

○2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

○3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条

財産権は、これを侵してはならない。

○2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

○3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

○2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

○2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

○3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

○2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

○3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

○2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第1章 総則

(目的)

第1条

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済
情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する
ことの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関
し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民
の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形
成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることに
より、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推
進することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、
当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、もっ
て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的
利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う
べき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男
女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供
することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳
が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを
受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が
確保されることその他の男女の人権が尊重されることを
旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における
制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映
して、男女の社会における活動の選択に対して中立でな
い影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を
阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会
における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択
に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう
に配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構
成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は
民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画
する機会が確保されることを旨として、行われなければ
ならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、
相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護
その他の家庭生活における活動について家族の一人とし
ての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を
行うことができるようにすることを旨として、行われな
なければならない。

(国際的協調)

第7条

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取
組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同
参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければ
ならない。

(国の責務)

第8条

国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会
の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)
にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施
策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策

定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条

国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条

政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条

政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条

政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条

都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条

国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条

国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条

国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査

研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条

国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条

国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条

内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条

会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条

会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条

議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条

議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条

前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条

会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条

この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条

男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条

前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員で

ある者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条

第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 平成26年4月23日法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ
とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ
ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際
社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴
力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定
する。

第1章 総則

(定義)

第1条

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者
からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃で
あって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下
同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言
動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対
する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体
に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又は
その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で
あった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む
ものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の
事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止する
とともに、被害者の自立を支援することを含め、その適
切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2

内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労
働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」
という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並び
に次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)
を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議
しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県におけ
る配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施
策の実施に関する基本的な計画(以下この条において
「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針
に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町
村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条に
おいて「市町村基本計画」という。)を定めるよう努め
なければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町
村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、こ
れを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県

基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合においては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条

配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2

警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措

置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2

前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条

被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同

項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同

号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条

前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条

第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者

からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条

裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条

保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申

立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条

保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条

保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令

について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条

保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条

第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条

保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条

この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条

この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条

都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条

国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2

第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消し

た場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条

保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条

第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第1条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第2条

平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条

新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄
(施行期日)

第1条

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第19条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和60年7月1日条約第7号
国連総会採択 昭和54年12月18日
日本批准 昭和60年6月25日

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を

有する権利

- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的

情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な

場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の

法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
- (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間を合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面

による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

策定 平成19年12月18日

改定 平成22年6月29日

第3章 資料

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社

会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっていると見える。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組む、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」^{*}の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活

動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

〔明日への投資〕

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化に

つながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わり促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

〔企業と働く者〕

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

〔国民〕

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

〔国〕

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

〔地方公共団体〕

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

ア行

育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。育児や家族の介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立をしやすいことを目的としています。

エンパワーメント

個人が自己決定力などの力を身につけ、人生のあらゆる局面において本来持っている能力を発揮し、経済的・社会的・政治的に平等に参加していくことをいいます。

カ行

固定的性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」というように、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、性別を理由として役割を固定的に考えることをいいます。

サ行

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と表現し、生物学的な性別であるセックスとは区別して使われます。社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーといいます。

ストーカー規制法

正式には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」といいます。ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的としています。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場、学校、地域など、あらゆる場面において、相手の意に反する性的な言動により、相手を不快にさせたり、不利益を与えることをいいます。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」に基づき、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについて必要な対策をとることが事業主に義務付けられています。

タ行

デートDV

交際相手からのDVのことをいいます。デートDVも殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、命令したり、監視したり、いつもお金を支払わせるなど、相手の気持ちを考えずに強制によりコントロールし、相手を傷付ける行為です。暴力がエスカレートし、ストーカー行為や暴行傷害につながることもあります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった者から振るわれる暴力のことをいいます。身体的な暴力だけでなく、言葉や態度によるものもあります。外部からは発見しづらく潜在化しやすいため、被害が深刻化するケースも増えています。暴力には次のような分類があります。

身体的暴力：殴る、蹴る、髪を引っ張る、物を投げつける 等

精神的暴力：大声で怒鳴る、何を言っても無視して口をきかない、人前でバカにする 等

経済的暴力：生活費を渡さない、家計の支出など細かく監視して行動を制限する 等

社会的暴力：外出や交友関係を制限する、電話や郵便物をチェックする 等

性的暴力：性行為を強要する、無理にポルノ等を見せる、避妊に協力しない 等

ハ行

パートタイム労働法

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といいます。短時間労働者の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるようにすることを目的としています。

ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。男女共同参画社会基本法では「積極的改善措置」として規定されています。例としては、国や地方公共団体の委員会・審議会等における女性の登用のための目標設定などがあります。

マ行

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

ラ行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。中心課題には、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

労働者派遣法

正式には「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」といいます。労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護を目的としています。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。ワーク・ライフ・バランスの推進により、具体的には、（１）就労による経済的自立が可能な社会、（２）健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、（３）多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指します。

（参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「男女共同参画関係用語」ほか）

稲城市男女共同参画計画

男女平等推進いなぎプラン

平成28年3月発行

発行 東京都稲城市市民部市民協働課男女平等参画係

住所 〒206-8601 稲城市東長沼2111番地

電話 042-378-2111

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

